

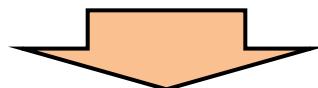
.3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

中心市街地の課題や基本方針を踏まえ、以下のような考え方に基づき目標を設定します。

目標 1 新たなサービスにより、にぎわいが感じられるまち

- ・地域の特性を活かしながら、健康・予防医学等、市民ニーズを反映した新たなサービスの提供によって、にぎわいのある中心市街地を形成すると共に、中心市街地の持続的な活性化が可能となる仕組みづくりを目指します。
- ・本市の顔となるエリアに位置する民間の主要商業施設の建て替え・リニューアルに合わせて新たなサービスの導入を図ることによって、さらなる利便性の向上やにぎわいの創出を目指します。
- ・空店舗を有効活用しながら市民ニーズに合った店舗の入居を促進することによって、商業面における魅力向上を図ります。



新たなサービスの提供によって、にぎわいのある中心市街地を形成します

【主要な事業】

- ・守山銀座ビル地区第一種市街地再開発事業
- ・守山駅前の顔づくり事業
(近江鉄道ビル建て替え事業)
- ・セルバ守山1・2階活性化事業

【波及効果】

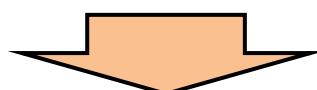
各事業に合わせて、健康・予防医学等の新たなサービスの導入により、新規の商業店舗の開店が見込まれ、商業の魅力向上や集客力向上等が見込まれる

空店舗対策事業

新規の建て替えビルだけでなく、既存店舗の空店舗等に対しても継続的にテナントミックスを行うことによって、全体的な商業環境が整い来店者の増加が図られる

目標2 こどもから高齢者まで幅広い世代が誇りと愛着を持ち共生できるまち

- ・水と緑を感じながら歩いて楽しい空間を創出しながら、医療福祉拠点との連携強化を図るなど、快適に暮らせる環境を整えて、誇りと愛着が持てる中心市街地を形成します。
- ・子育て世代をはじめとする全ての人が、文化活動等に参加しやすい環境を整えることによって、住み続けたいと思えるまちの環境形成を図ります。
- ・音楽を柱とした多世代が楽しめるイベントの開催等を通して、多くの市民が交流できる機会を積極的に設けることによって、幅広い世代が共生できるまちの形成を図ります。



快適に暮らせる環境を整えて、誇りと愛着が持てる中心市街地を形成します

【主要な事業】

市立図書館整備事業

【波及効果】

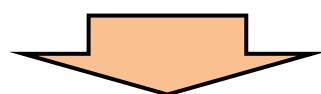
文化拠点である図書館の再整備による、魅力的な市民の居場所の創出によって、住み続けたくなる居住環境の形成が図られる

守山野洲市民交流プラザ
福祉文化事業の充実

魅力的な講座や催しが充実することにより、施設利用者の増加が図られると共に、JR東海道線（琵琶湖線）の東西住民の交流の促進が図られる

目標3 地域資源を活かし、魅力的で歩いて楽しく回遊できるまち

- ・JR守山駅周辺地区のグランドデザイン・コンセプトに基づきながら、水と緑を活かした守山の顔づくりに取り組み、まち全体の魅力を高めて、歩いて楽しい中心市街地を形成します。
- ・中心市街地に点在する地域資源やほたるが舞う貴重な自然環境を活かしながらソフト事業を展開し、前計画で整備した「水辺遊歩道ネットワーク」「歴史回廊ネットワーク」を有効活用することによって、楽しく回遊できるまちの環境向上を図ります。



まち全体の魅力を高め、歩いて楽しい中心市街地を形成します

【主要な事業】

- ・守山銀座ビル地区第一種市街地再開発事業
- ・守山駅前の顔づくり事業
(近江鉄道ビル建て替え事業)
- ・平和堂守山店建て替え事業

【波及効果】

水と緑を活かした守山の顔を形成することによって、来街者の増加が図られると共に、買物・飲食・娯楽等を目的とする回遊性の向上等が見込まれる

県立成人病センター機能強化等の「健康・予防医学の取り組み」



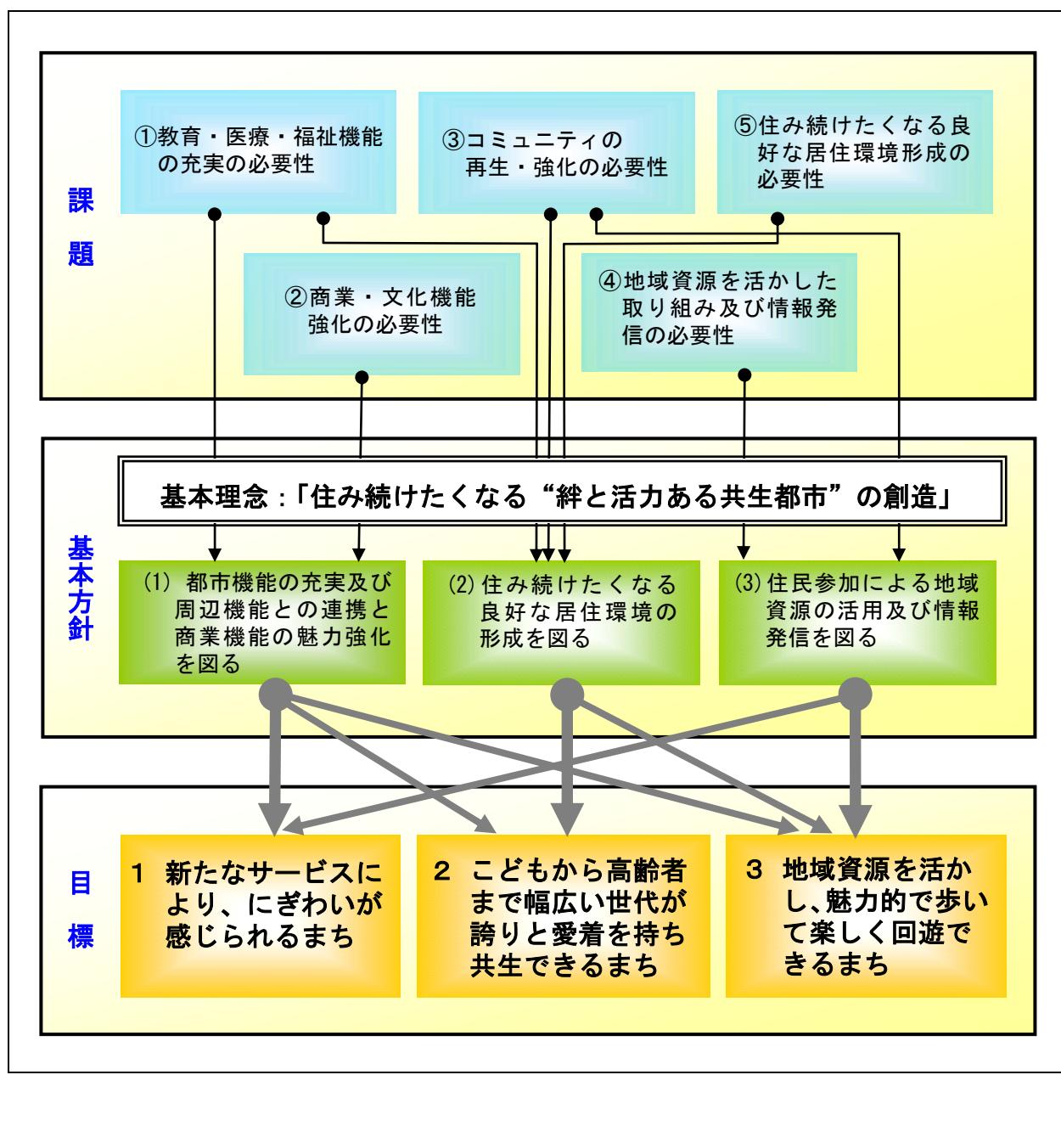
当該施設の周辺に位置する施設と連携を図りながら「健康・予防医学の取り組み」を進めていくことによって回遊性の向上等が見込まれる

《 中心市街地活性化の基本的方針と目標 》

- 基本方針 1 都市機能の充実及び周辺機能との連携と商業機能の魅力強化を図る
- 基本方針 2 住み続けたくなる良好な居住環境の形成を図る
- 基本方針 3 住民参加による地域資源の活用及び情報発信を図る



- 目標 1 新たなサービスにより、にぎわいが感じられるまち**
- 目標 2 こどもから高齢者まで幅広い世代が誇りと愛着を持ち共生できるまち**
- 目標 3 地域資源を活かし、魅力的に歩いて楽しく回遊できるまち**

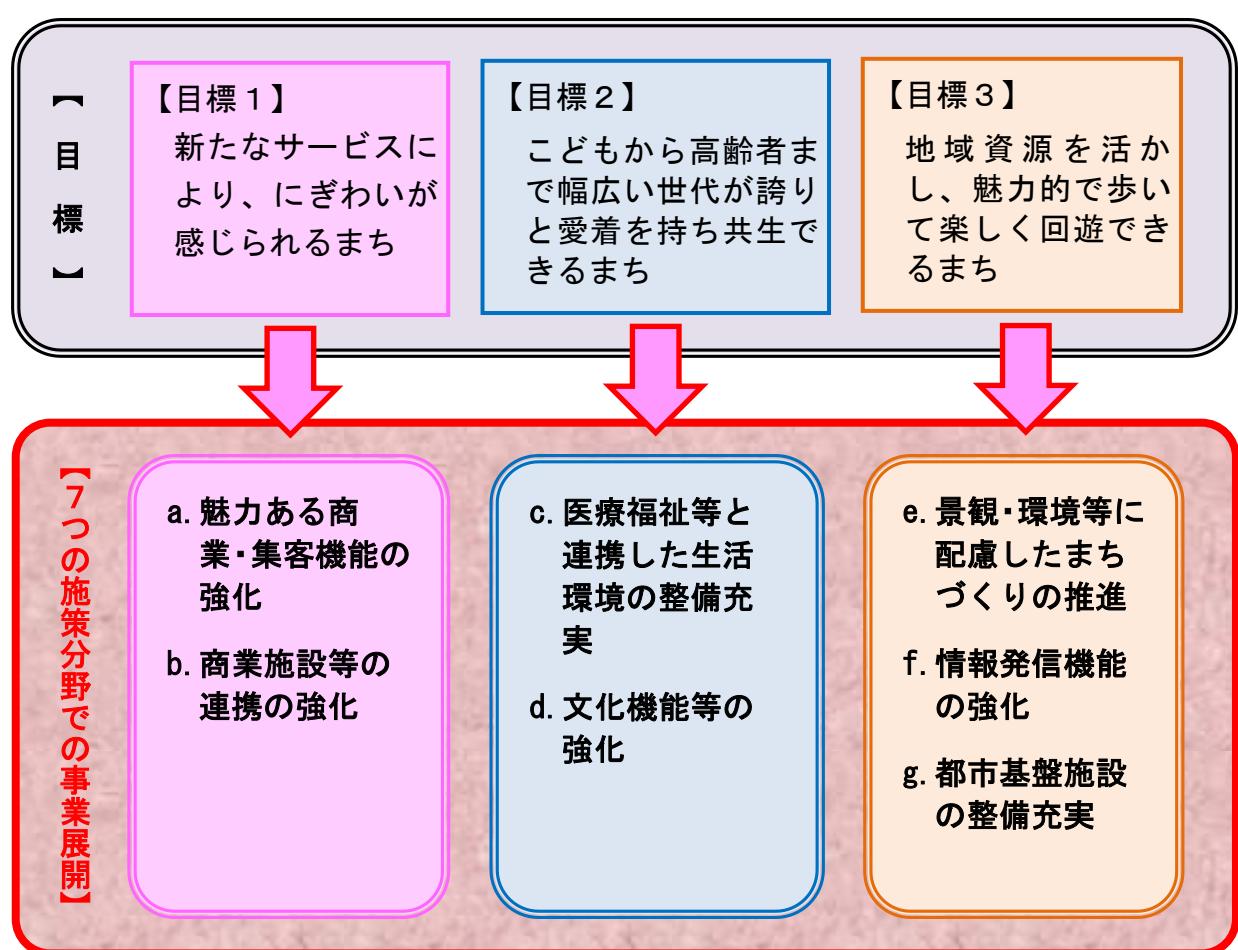


中心市街地の活性化に向けた3つの目標を実現するため、7つの施策分野での事業展開を図っていきます。

基本方針1 都市機能の充実及び周辺機能との連携と商業機能の魅力強化を図る

基本方針2 住み続けたくなる良好な居住環境の形成を図る

基本方針3 住民参加による地域資源の活用及び情報発信を図る



[2] 計画期間

計画期間は、事業の実施効果が現れると考えられる平成32年3月までの5年間とします。

[3] 数値目標

(1) 評価指標設定の考え方

本計画では、中心市街地を活性化していくために設定した目標について、それぞれ定量的な評価指標を設定します。

「目標1 新たなサービスにより、にぎわいが感じられるまち」に対応する評価指標

「新たなサービスにより、にぎわいが感じられるまち」に対応する評価指標として、空店舗・空地数（又は率）、新規出店店舗数、市民満足度、商品販売額等が考えられます。

本市では、「商業面での活性化の効果が感じられない」との市民の声を踏まえ、継続して空店舗解消に向けた取り組みを進めると共に、健康・予防医学等の取り組みを導入して新たなサービスを提供するような新規店舗の出店や、JR守山駅周辺地区の活性化のためのグランドデザイン・コンセプトに基づく新規店舗の誘致等に取り組んでいきます。

そこで、一般市民にも効果が伝わりやすく、適宜、観測・フォローアップが可能な「新規出店店舗数」を評価指標に設定します。

「目標2 こどもから高齢者まで幅広い世代が誇りと愛着を持ち共生できるまち」に対応する評価指標

「こどもから高齢者まで幅広い世代が誇りと愛着を持ち共生できるまち」に対応する評価指標として、福祉・文化・交流施設の利用者数、居住者数、自治会活動の参加者数、市民の福祉・文化・交流施設の満足度等が考えられます。

本市では、市民の文化・交流活動の参加のしやすさを考えながら各施設の利用者数を経年的に把握してきました。また、前計画に基づき、「都市活力の確保」「まちの拠点性の確保」「住み続けたくなる居住環境の形成」の観点から、「あまが池プラザ」「守山宿・町家“うの家”」等の整備を進めると共に、利用状況を確認してきました。

そこで、常時観測が可能であり、定期的なフォローアップも可能である「中心市街地内の福祉・文化・交流施設*の利用者数」を評価指標に設定します。

*福祉・文化・交流施設の対象は、前計画と同様の守山公民館、駅前総合案内所、駅前コミュニティホール、市民交流センター、中山道街道文化交流館、守山宿・町家“うの家”、あまが池プラザのほか、市立図書館と守山野洲市民交流プラザを加えた9施設とします。

「目標3 地域資源を活かし、魅力的で歩いて楽しく回遊できるまち」に対応する評価指標

「地域資源を活かし、魅力的で歩いて楽しく回遊できるまち」に対応する評価指標として、歩行者・自転車通行量、名所・旧跡の来訪者数、市街地内での滞在時間、まち的好感度等が考えられます。

本市では、JR守山駅周辺地区のグランドデザイン・コンセプトに基づく民間開発の推進による水と緑を活かした一体的な守山の顔づくりやバリアフリー化等を行い、居住者や来訪者が安全・安心に、楽しく、快適に、歩いてみたくなる環境を整え、まち全体の魅力を高めます。このため、評価指標として歩行者・自転車通行量を設定することが、市民にとってもわかりやすく、定期的に観測が可能な指標であると考えられます。

そこで、常時観測が可能であり、定期的なフォローアップも可能である「歩行者・自転車通行量（平日）」を評価指標に設定します。

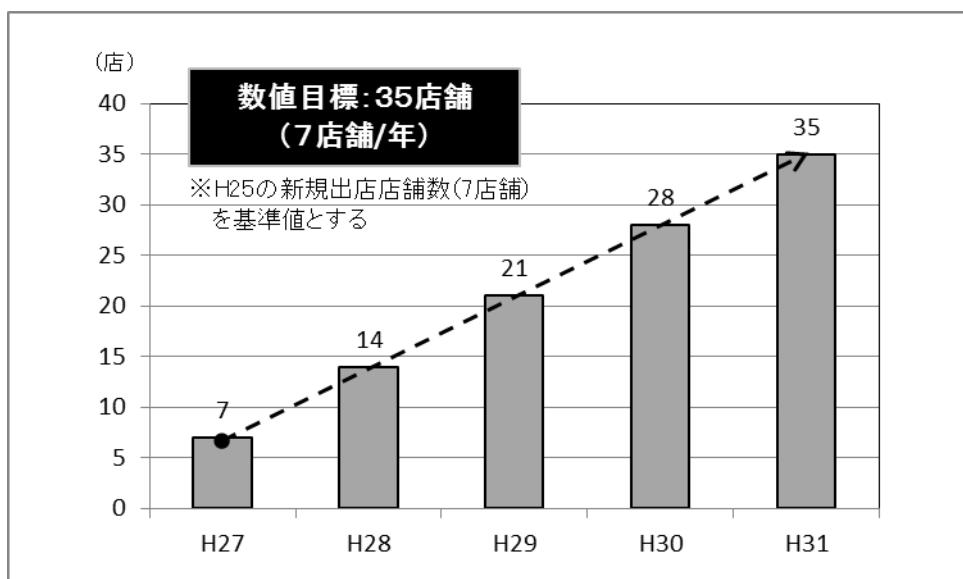
(2) 評価指標に基づく数値目標の設定

【評価指標① 新規出店店舗数】

前計画の数値目標とした「中心市街地内の福祉・文化・交流施設の利用者数」「歩行者・自転車通行量(平日)」については順調に推移しており、目標達成が確実な状況ですが、「守山市中心市街地活性化協議会 検討委員会」からは、「商業面での活性化の実感は少ない」との意見が多く聞かれました。

そのため、商業面での活性化に向けてまちの魅力を高める等の取り組みを実施した結果、平成31年度までに、新規に中心市街地内に出店する店舗を35店舗とすることを目指します。

これは、前計画に基づいて進めてきた様々な活性化策の成果として平成25年度に7店舗が新規出店したことを踏まえ、この基準年の実績を継続させていくことを目指すものです。



◆数値目標の根拠の考え方◆

中心市街地で生活している人に「商業面における活性化の実感」を感じてもらうためには、一定数以上の新規商業店舗が継続的に出店し続け、至る所でぎわいが発生していることを感じていただく必要があるものと考えます。そのため、「守山銀座ビル地区第一種市街地再開発事業」「守山駅前の顔づくり事業（近江鉄道ビル建て替え事業）」「セルバ守山1・2階活性化事業」等のハード事業に加え、「空店舗対策事業」等のソフト事業を実施することによって、基準年（平成25年度）の実績を継続し続けていくことを見込みます。

(1) 守山銀座ビル地区第一種市街地再開発事業による新規出店店舗数：5店舗

守山銀座ビル地区第一種市街地再開発事業では、守山市のメインロードである銀座通りを挟んで2棟のビルが整備される予定です。それらのビル内に5店舗の新規出店を見込みます。

(2) 近江鉄道ビル建て替え事業による新規出店店舗数：8店舗

既存ビルでは、平成26年6月現在、1店舗のみが営業中です。また、整備後の店舗数は9店舗（銀行、ホテルも1店舗とカウントする）となる見込みであり、新規出店店舗は8店舗となる予定です。

(3) セルバ守山 1・2 階活性化事業による新規出店店舗数：12 店舗

平成 26 年 6 月現在の空店舗（10 店舗）への新規出店を図ります。また、既存の事務所 2 カ所を商業店舗とする予定です。

(4) 空店舗対策事業等による新規出店店舗数：10 店舗

前計画に引き続き、まちづくり会社「㈱みらいもりやま 21」等による商業店舗の誘致を進めています。平成 25 年度の成果（2 店舗）に基づき、引き続き毎年 2 店舗の出店目標とします。

新規出店店舗数 (H25)	7 店舗
↓	
新規出店店舗数の数値目標 (H27～H31)	35 店舗
活性化事業による増加見込み (H27～H31)	35 店舗
(1) 守山銀座ビル地区第一種市街地再開発事業による新規出店店舗数	5 店舗
(2) 守山駅前の顔づくり事業（近江鉄道ビル建て替え事業）による新規出店店舗数	8 店舗
(3) セルバ守山 1・2 階活性化事業による新規出店店舗数	12 店舗
(4) 空店舗対策事業による新規出店店舗数	10 店舗

◆ フォローアップ

計画期間の最終年度にあたる平成 31 年度の終了後まで毎年フォローアップを行います。

中心市街地内で新たに出店する商業店舗を常時確認し、状況に応じてテナントミックスに向けた検討や新規出店促進のための措置を強化していくと共に、数値目標を検証し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていきます。

◆ 調査方法

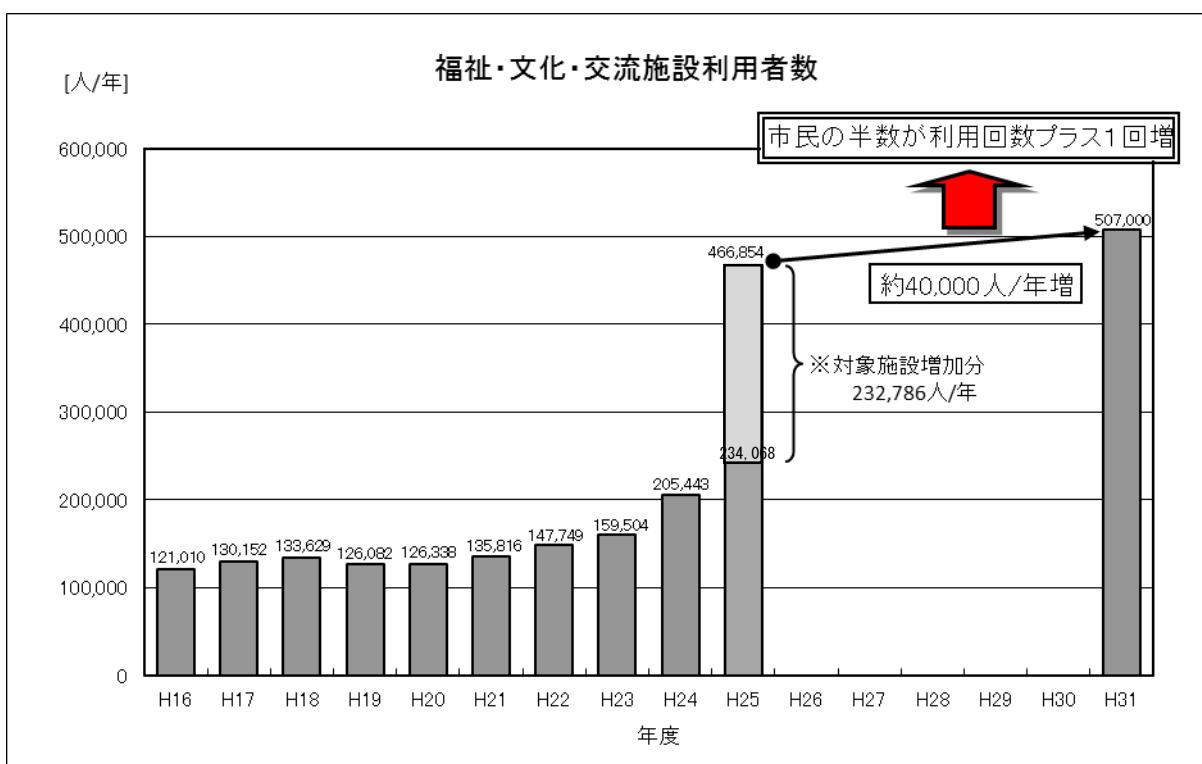
現地踏査によって、商業店舗の新規出店状況を適宜調査します。

【評価指標② 中心市街地内の福祉・文化・交流施設の利用者数】

中心市街地内の福祉・文化・交流施設の入館者数は、平成 19 年度まで減少・停滞傾向にありましたが、前計画に基づく「小学校及び幼稚園の合築に合わせた福祉・文化・交流施設：守山市中心市街地活性化交流プラザ（愛称 あまが池プラザ）」や「歴史文化拠点施設：守山市歴史文化まちづくり館（愛称 守山宿・町家“うの家”）」の整備をはじめとする活性化に向けた取り組みの効果により、大きく増加し続けています。

今後、医療施設の集積地や市立図書館が立地する区域、JR 東側エリアとの連携を強化しながら、更に福祉・文化・交流を育む環境を整え、平成 31 年度に数値目標の計測対象とする福祉・文化・交流施設※1 の利用者数を約 40,000 人/年増とすることを目指します。

これは、基準年とする平成 25 年度に対し、市民の半数が対象施設をプラス 1 回多く利用していただくことを目指すものです。



※1 数値目標の計測対象とする福祉・文化・交流施設

：守山公民館、駅前総合案内所、駅前コミュニティホール、市民交流センター、中山道街道文化交流館、あまが池プラザ、守山宿・町家“うの家”、守山市立図書館、守山野洲市民交流プラザ

◆数値目標の根拠の考え方◆

今後、利用者増加に資する取り組みを行わない場合には、中心市街地内の福祉・文化・交流施設の利用者数は横ばいで推移することが想定されますが、本計画に基づいて「市立図書館整備事業」及び「守山野洲市民交流プラザ福祉文化事業の充実」を実施することによって利用者が増加することを見込みます。

(1) 守山市立図書館整備事業による利用者の増加：31,190人/年

守山市立図書館は、昭和53年の建設後35年以上を経過し、平成元年には増改築を行っているものの、老朽化に伴って市民ニーズを満足できる施設となっていました。そのため、市民が隣接市の野洲市立図書館を利用する例も見られるようになっています。そこで、既存施設の改築及び機能充実を図ることによって、利用者の増加を見込むものとします。

建て替え後の守山市立図書館の規模は、既存の野洲市立図書館と同等程度となることから、利用者数も同等程度とすることを目指します。

$$\text{野洲市立図書館の年間利用者(人/年)} \div \text{規模(m}^2\text{)} = 1 \text{ m}^2\text{当たりの想定利用者(人/年/m}^2\text{)}$$

$$245,271 \text{ (人/年)} \div 3,561 \text{ (m}^2\text{)} \doteq 69 \text{ (人/年/m}^2\text{)}$$

$$1 \text{ m}^2\text{当たりの想定利用者(人/年/m}^2\text{)} \times \text{事業後の規模(m}^2\text{)} = \text{事業後の想定利用者(人/年)}$$

$$69 \text{ (人/年/m}^2\text{)} \times 3,800 \text{ (m}^2\text{)} \doteq 262,200 \text{ (人/年)}$$

$$\text{事業後の想定利用者(人/年)} - \text{基準年(平成25年度)の利用者(人/年)} = \text{利用者の増加分(人/年)}$$

$$262,200 \text{ (人/年)} - 231,010 \text{ (人/年)} = 31,190 \text{ (人/年)}$$

(2) 守山野洲市民交流プラザ福祉文化事業の充実による利用者の増加：150人/年

JR線路の東側に位置する「守山野洲市民交流プラザ」では、福祉・文化に関連する様々な催しや講座が行われています。そのような活動の充実を図ることによって、利用者の増加を見込むものとします。

近年(平成21～25年度)の利用者平均の1割増を目指します。

$$\text{守山野洲市民交流プラザ福祉文化事業利用者平均(人/年)} \times 0.1 = \text{利用者の増加分(人/年)}$$

$$1,544 \text{ (人/年)} \times 0.1 \doteq 150 \text{ (人/年)}$$

(3) 中心市街地活性化に向けた様々な取り組みによる利用者の増加：15,440人/年

前計画で数値目標計測の対象とした「中心市街地内の福祉・文化・交流施設」のうち、直接的な活性化事業を行わなかった施設（守山公民館、駅前総合案内所、駅前コミュニティホール、市民交流センター）では、22%の増加が見られました。

これに基づき、2期計画においてはその半分程度の増加を見込みます。

$$\text{直接的な活性化事業を行わない対象施設の平成25年度の利用者数(人/年)} \times 0.1 \\ = \text{利用者の増加分(人/年)}$$

$$154,447 \text{ (人/年)} \times 0.1 \doteq 15,440 \text{ (人/年)}$$

中心市街地内の福祉・文化・交流施設の利用者数 (H25)	466,854 人/年
------------------------------	-------------



中心市街地内の福祉・文化・交流施設の利用者数の数値目標 (H31)	507,000 人/年
-----------------------------------	-------------

中心市街地内の福祉・文化・交流施設の利用者数の目標増加量 (H27～H31)	40,146 人/年増
--	-------------

活性化事業による増加見込み (H27～H31)	46,780 人/年増
(1) 守山市立図書館整備事業による利用者の増加	31,190 人/年増
(2) 守山野洲市民交流プラザ福祉文化事業の充実による利用者の増加	150 人/年増
(3) 中心市街地活性化に向けた様々な取り組みによる利用者の増加	15,440 人/年増

◆フォローアップ

計画期間の最終年度にあたる平成 31 年度の終了後まで毎年フォローアップを行います。事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていくとともに、数値目標を検証し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていきます。

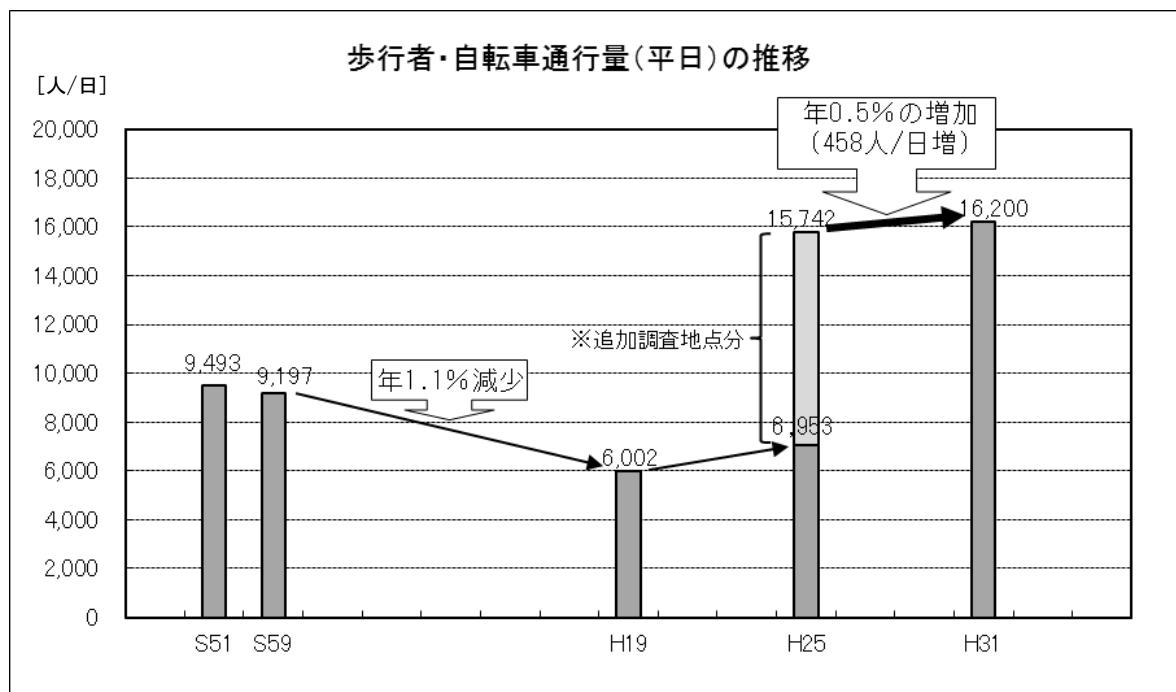
◆調査方法

利用者数については、毎年 4 月頃に既存の福祉・文化・交流施設である「守山公民館」「駅前総合案内所」「駅前コミュニティホール」「市民交流センター」「中山道街道文化交流館」「あまが池プラザ」「守山宿・町家“うの家”」の 7 施設と、新たに対象施設とする「守山市立図書館」「守山野洲市民交流プラザ」の 2 施設を加えた、計 9 施設の年間利用者数を調査します。

【評価指標③ 歩行者・自転車通行量(平日)】

中心市街地内の歩行者・自転車通行量（平日）について、昭和 51, 59 年度の調査データがある 3 地点の合計を見ると、平和堂守山店が開店し最もにぎわいのあった昭和 51 年度と比較して平成 19 年度の通行量は 3 分の 2 程度と激減しましたが、その後は前計画に基づく取り組みによってやや持ち直しており、近年（平成 20～25 年度）の平均値は約 7,100 人/日前後となっています。

今後も新計画に基づいて、来訪者が安全・快適に、魅力的で歩いて楽しく回遊できる環境を整えることにより、さらにまちなかを行き交う人の増加を促進して、平成 31 年度に、平成 25 年度に対して年 0.5% 増加させることを目指します。

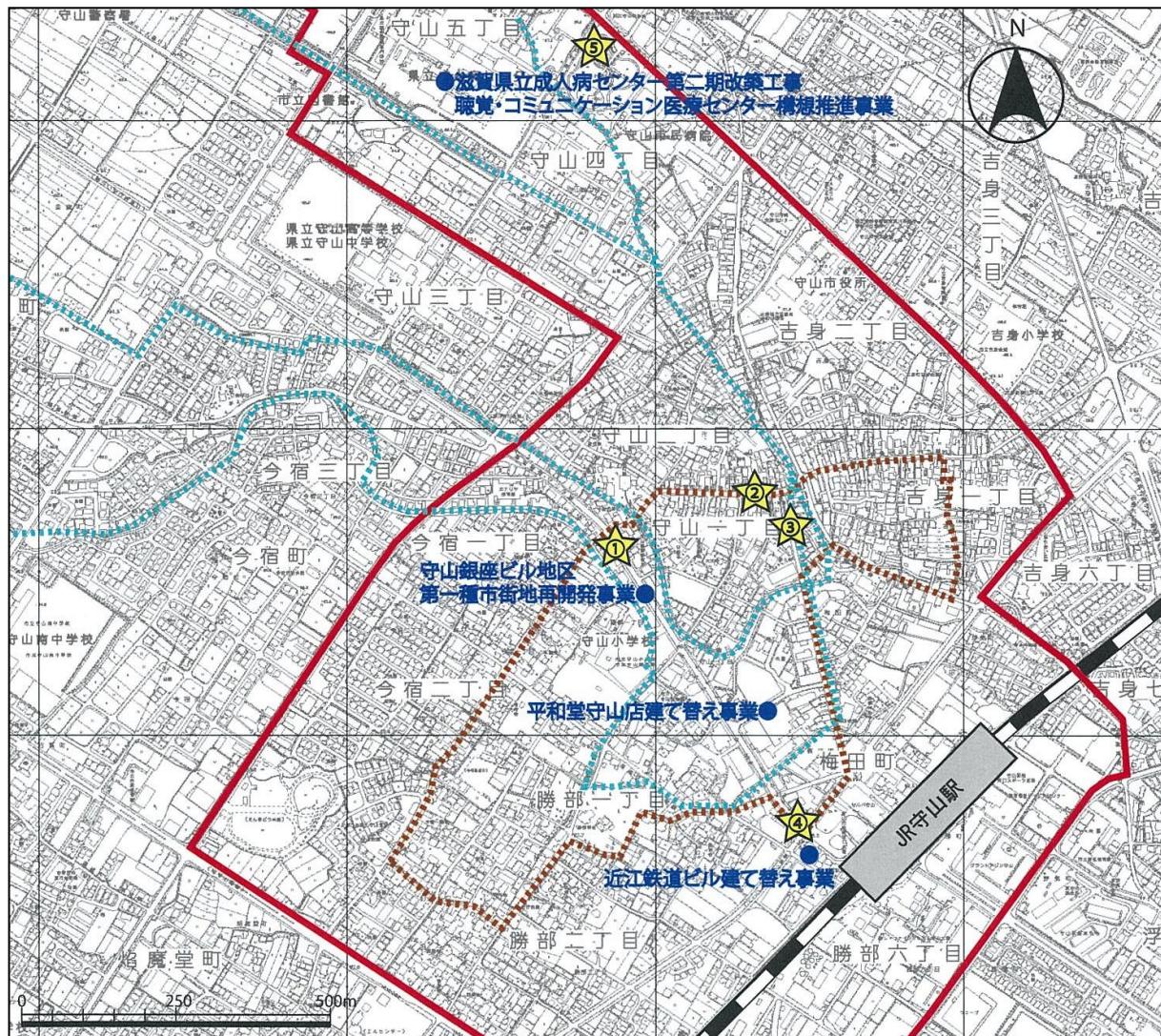


具体的には、歩行者・自転車通行量（平日 5 地点合計）、平成 25 年度の 15,742 人/日について、目標年次の平成 31 年度に 16,200 人/日とすることを目指します。

◆数値目標の根拠の考え方◆

「守山銀座ビル地区第一種市街地再開発事業」「守山駅前の顔づくり事業（近江鉄道ビル建て替え事業）」「平和堂守山店建て替え事業」など既存施設の建て替えや、「県立成人病センター第二期改築工事、聴覚・コミュニケーション医療センター構想推進事業」による既存施設の機能充実、それらに合わせた「健康・予防医学の取り組み」によって、来訪者や回遊者の増加を促進し、それに伴い歩行者・自転車通行量が増加することを見込みます。

■ 歩行者・自転車通行量の調査地点と主要事業



(1) 守山銀座ビル地区第一種市街地再開発事業による増加：123人/日

当該事業で整備される再開発ビルには、低層階に商業施設、中高層階に居住施設が入る計画となっています。そのため、商業施設のリニューアルによる来客の増加や居住者の増加に伴う歩行者・自転車通行量の増加を見込みます。

①居住を目的とする施設利用者の増加：80人/日

居住者のうち、8割の人が1日に1度は外出するものと見込みます。

$$(\text{計画人口(人)} - \text{既存人口(人)}) \times 0.8 = \text{一日当たりの施設利用増加(人/日)}$$

$$(50 (\text{戸}) \times 2.5 (\text{人/戸}) - 25 (\text{人})) \times 0.8 = 80 (\text{人/日})$$

②商業施設を目的とする施設利用者の増加：100人/日

新規出店店舗への想定来客数を増加分と考えます。

$$\text{新規出店店舗数(店)} \times \text{想定来客数(人/店・日)} = \text{一日当たりの施設利用増加(人/日)}$$

$$5 (\text{店}) \times 20 (\text{人/店・日}) = 100 (\text{人/日})$$

①②の施設利用者增加分のうち歩行者・自転車利用者は、京阪神都市圏パーソントリップ調査より、徒歩での利用者は 15.0%、自転車での利用者は 19.1%と考えられます。

また、それらの人がいずれかの調査地点を一往復するものと想定します。

施設利用者の増加(人/日) × 徒歩及び自転車分担率 × 2(カウント)

= 歩行者・自転車通行量の増加(人/日)

$$180 \text{ (人/日)} \times (15.0\% + 19.1\%) \times 2 = 123 \text{ (人/日)}$$

表 守山市代表交通手段別発生集中交通量 (H22年平日) 単位: トリップエンド、%

	徒歩	自転車	自動二輪・原付	自動車	バス	鉄道	計
トリップ数 (構成比)	50,765 (15.0)	64,567 (19.1)	4,658 (1.4)	185,092 (54.6)	2,250 (0.7)	31,186 (9.2)	338,518 (100)

(資料: 京阪神都市圏パーソントリップ調査)

(2) 守山駅前の顔づくり事業（近江鉄道ビル建て替え事業）による増加：141人/日

既存ビル内には一般的な商業店舗が 1 店舗のみ営業していたのに対し、建て替え後は一般的な商業店舗スペースが 7 店舗となるほか、銀行とホテルが入る予定となっています。

①一般的な商業店舗を目的とする施設利用者の増加：120人/日

新規出店店舗への想定来客数を增加分と考えます。

$$\text{新規出店店舗数(店)} \times \text{想定来客数(人/店・日)} = \text{一日当たりの施設利用増加(人/日)}$$

$$6 \text{ (店)} \times 20 \text{ (人/店・日)} = 120 \text{ (人/日)}$$

②銀行を目的とする施設利用者の増加：30人/日

新規出店店舗への想定来客数を增加分と考えます。

$$\text{新規出店店舗数(店)} \times \text{想定来客数(人/店・日)} = \text{一日当たりの施設利用増加(人/日)}$$

$$1 \text{ (店)} \times 30 \text{ (人/店・日)} = 30 \text{ (人/日)}$$

③ホテルを目的とする施設利用者の増加：57人/日

整備するホテルの部屋数は 96 室(全てシングル)であり、稼働率は 60%と想定します。

$$\text{部屋数(室)} \times \text{一室当たり人数(人/室)} \times \text{稼働率} = \text{一日当たりの施設利用増加(人/日)}$$

$$96 \text{ (室)} \times 1 \text{ (人/室)} \times 0.6 = 57 \text{ (人/日)}$$

①～③の施設利用者增加分のうち歩行者・自転車利用者は、京阪神都市圏パーソントリップ調査より、徒歩での利用者は 15.0%、自転車での利用者は 19.1%と考えられます。

また、それらの人がいずれかの調査地点を一往復するものと想定します。

施設利用者の増加(人/日) × 徒歩及び自転車分担率 × 2(カウント)

= 歩行者・自転車通行量の増加(人/日)

$$207 \text{ (人/日)} \times (15.0\% + 19.1\%) \times 2 = 141 \text{ (人/日)}$$

(3) 平和堂守山店建て替え事業による増加：14人/日

現在の空店舗（1店舗）を解消することを見込みます。

$$\text{新規出店店舗数(店)} \times \text{想定来客数(人/店・日)} = \text{一日当たりの施設利用増加(人/日)}$$

$$1 \text{ (店)} \times 20 \text{ (人/店・日)} = 20 \text{ (人/日)}$$

$$\text{施設利用者の増加(人/日)} \times \text{歩行及び自転車分担率} \times 2 \text{ (カウント)}$$

$$= \text{歩行者・自転車通行量の増加 (人/日)}$$

$$20 \text{ (人/日)} \times (15.0\% + 19.1\%) \times 2 \approx 14 \text{ (人/日)}$$

(4) 滋賀県立成人病センター機能強化等の「健康・予防医学の取り組み」による増加：200人/日

既存の滋賀県立成人病センターの改築及び聴覚・コミュニケーション医療センター構想の推進に合わせて、当該施設の周辺に位置する施設と連携を図りながら「健康・予防医学の取り組み」を進めていきます。それらの施設を歩行及び自転車で利用する人が、一日当たり100人程度増加し、それらの人がいずれかの調査地点を一往復するものと想定します。

$$\text{歩行及び自転車での施設利用者の増加(人/日)} \times 2 \text{ (カウント)}$$

$$= \text{歩行者・自転車通行量の増加 (人/日)}$$

$$100 \text{ (人/日)} \times 2 = 200 \text{ (人/日)}$$

中心市街地内の歩行者・自転車通行量 (H25)	15,742人/日
↓	
中心市街地内の歩行者・自転車通行量の数値目標 (H31)	16,200人/日
↓	
中心市街地内の歩行者・自転車通行量の目標増加量 (H27～31)	458人/日増
↓	
活性化事業による増加見込み (H27～31)	478人/日増
(1) 守山銀座ビル地区第一種市街地再開発事業による増加	123人/日増
(2) 守山駅前の顔づくり事業（近江鉄道ビル建て替え事業）による増加	141人/日増
(3) 平和堂守山店建て替え事業による増加	14人/日増
(4) 滋賀県立成人病センター機能強化等の「健康・予防医学の取り組み」による増加	200人/日増

◆ フォローアップ

計画期間の最終年度に当たる平成31年度の終了後まで毎年フォローアップを行います。事業の進捗促進について毎年度確認し、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていくと共に、数値目標を検証し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていきます。

◆ 調査方法

歩行者・自転車通行量については、毎年11月頃に「銀座通り（北野電気前）」「中山道（うの家前）」「ほたる通り（沢井電気前）」「すこやか通り（郵便局前）」「銀座通り（シャリエ守山梅田前）」の計5箇所で交通量調査を行います。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

【現状と市街地の整備改善の事業の必要性】

本市は京都、大阪のベッドタウンとしての利便性も高く、JR守山駅周辺ではマンションの建設が継続的に行われ、中心市街地の人口は増加し続けています。これに伴って、住み続けたくなる環境整備や、新規住民を含めた「人と人の絆」を強化する都市基盤整備の必要性がますます高まっています。

平成21年以降は、前計画に基づく活性化事業の実施により市街地の整備が進み、以下のような変化が見られます。

- ①「水辺遊歩道ネットワークの形成」事業によって、河川沿道の遊歩道や小公園の整備を進めてきた結果、自然を感じながら気持ちよく散策できる空間が創出されました。
- ②「市道勝部浮気線」「道路のバリアフリー化」事業によって、道路のバリアフリー化を進めてきた結果、誰もが歩いて回遊しやすい環境が高まりました。
- ③「駐車場整備」事業によって、守山幼稚園跡やJR貨物用地を駐車場として整備した結果、中心市街地に来訪しやすい環境が高まりました。
- ④「中山道歩行者支援施設整備」「分かりやすいサイン表示設置」事業等に取り組んだことによって、歴史回廊ネットワークの利便性や認知度の向上が図られました。

このような現状のなか、本市の中心市街地における市街地整備改善の必要性は以下の点にあります。

- ① 「健康生活都市を支える中核ゾーン」の形成に向けて、主要医療施設の集積地と前計画区域との連携強化を図る取り組みが必要です。
- ② 本市のメインロードである銀座通りの沿道に立地する老朽化した商業ビルにおいて、都市機能の高度化や魅力向上を図る取り組みが必要です。
- ③ 中心市街地内を安全・安心に楽しく回遊できる環境を高めるため、さらなる道路のバリアフリー化や歩道の整備等の取り組みが必要です。
- ④ 散策を樂しみたくなる環境を高めるため、河川の自然環境保全や小公園の整備、道路の美装化等の取り組みが必要です。

【フォローアップの考え方】

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の 事項
<p>●事業名 守山銀座ビル地区第一種市街地再開発事業</p> <p>◎事業内容 既存商店街ビルの建て替え</p> <p>■実施時期 H27 年度～</p>	<p>守山銀座ビル地区第一種市街地再開発組合</p>	<p>【位置付け】 建築から 50 年が経過し、老朽化が進んでいる銀座商店街東西ビルの建て替えを行い、商業施設の魅力や利便性また道路機能を向上させることによって、集客力の向上やにぎわいの創出を図る。</p> <p>【必要性】 魅力ある商業・集客機能の強化のために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</p> <p>■実施時期 H27 年度～</p> <p>●支援措置 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的事業</p> <p>■実施時期 H30 年度</p>	

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の 事項
<p>●事業名 道路のバリアフリー化 (古高川田線道路改良工事)</p> <p>◎事業内容 道路のバリアフリー化</p> <p>■実施時期 H24～29 年度</p>	守山市	<p>【位置付け】 歩道のバリアフリー化を行い、回遊性の向上を図る。</p> <p>【必要性】 都市基盤施設の整備充実のために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)</p> <p>■実施時期 H24～28 年度</p>	
<p>●事業名 勝部 1 号線通学路安全対策事業</p> <p>◎事業内容 水路の暗渠化に伴う歩行者の安全性向上</p> <p>■実施時期 H26～30 年度</p>	守山市	<p>【位置付け】 J R 守山駅の西側と東側を結ぶ勝部 1 号線沿線において、現状は開渠である水路を暗渠にすることによって、安全・安心に歩ける歩行スペースを確保し、住み続けたくなる環境を創出する。</p> <p>【必要性】 都市基盤施設の整備充実のために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 防災・安全交付金(道路事業)</p> <p>■実施時期 H26～28 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の 事項
<p>●事業名 銀座三角公園整備事業</p> <p>◎事業内容 小公園の整備</p> <p>■実施時期 H27 年度～</p>	守山市	<p>【位置付け】 銀座商店街及びあまが池親水緑地に隣接する遊休地をポケットパークとして整備し、誰もが気軽に立ち寄れる場所を整備することによって、回遊しやすい環境を高め、にぎわいの創出を図る。</p> <p>【必要性】 都市基盤施設の整備充実のために必要な事業である。</p>		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他の 事項
<p>●事業名 楓三道機能向上検討事業</p> <p>◎事業内容 道路の機能向上検討</p> <p>■実施時期 H27 年度～</p>	守山市	<p>【位置付け】 主要施設を連絡し、歩行者の主要動線の一つとなる市道（楓三道）の機能向上に向けて検討することによって、回遊を楽しめる、歩きたくなる環境を高める。</p> <p>【必要性】 都市基盤施設の整備充実のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 目田川歩道整備など自然環境保全</p> <p>◎事業内容 河川区域内の環境保全</p> <p>■実施時期 H26 年度～</p>	守山市 、認定N P O 法 人びわ こ豊穣 の郷、N P O 法 人碧い びわ湖	<p>【位置付け】 中心市街地内と市民運動公園を結ぶ目田川の河川環境づくり、遊歩道の整備、「ほたる条例」等による自然環境保全を図り、回遊を楽しめる、歩きたくなる環境を高める。</p> <p>【必要性】 都市基盤施設の整備充実のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 ウォーキング環境向上検討事業</p> <p>◎事業内容 ウォーキング環境の向上についての検討</p> <p>■実施時期 H25 年度～</p>	守山市	<p>【位置付け】 市民の健康増進に向けて、「ウォーキングマップもりやま」を活用したウォーキングを推進すると共に、ウォーキング環境の向上について検討する。</p> <p>【必要性】 医療福祉等と連携した生活環境の整備充実のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 守山駅前連絡通路安全性向上検討事業</p> <p>◎事業内容 既存の地下道の安全性向上に向けた検討</p> <p>■実施時期 H27 年度～</p>	守山市	<p>【位置付け】 JR 守山駅の東西を連絡する地下道の安全性向上について検討し、東西アクセスの強化を図る。</p> <p>【必要性】 都市基盤施設の整備充実のために必要な事業である。</p>		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他の 事項
<p>●事業名 「都市機能誘導区域」指定の可能性に向けた調査</p> <p>◎事業内容 都市構造の再構築に向けた調査の実施</p> <p>■実施時期 H27 年度</p>	守山市	<p>【位置付け】 健康生活都市を支える中心市街地についての、都市再生特別措置法改正「都市機能誘導区域」指定の可能性に関する調査研究を実施し、都市構造再構築の促進を目指す。</p> <p>【必要性】 都市基盤施設の整備充実のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 中心市街地における広場の有効活用についての検討</p> <p>◎事業内容 広場の有効活用策の検討</p> <p>■実施時期 H27 年度～</p>	守山市	<p>【位置付け】 中心市街地内の広場のさらなる有効活用に向けて検討することによって、回遊しやすい環境を高め、にぎわいの創出を図る。</p> <p>【必要性】 都市基盤施設の整備充実のために必要な事業である。</p>		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

【現状と都市福利施設の整備の必要性】

本市は、現在においても人口が増加し続けている稀有な都市であり、少子高齢化の進行は深刻ではないものの、近い将来の超高齢化社会への対応を進めていく必要があります。

前計画で設定した活性化区域の隣接エリアには、市民病院や県立成人病センター、県立小児保健医療センター等の主要医療施設が集積していますが、今後はこのエリアと一体的に中心市街地活性化に取り組んでいくことが重要な状況となっています。

平成21年以降は、前計画に基づく活性化事業の実施により都市福利施設の整備が進み、以下のような変化が見られます。

- ①守山小学校と守山幼稚園の合築に合わせて、守山市中心市街地活性化交流プラザ（愛称：あまが池プラザ）を整備したことにより、都市福利施設の利用者が増加し、交流活動の活発化等に多大な効果を上げています。
- ②守山市歴史文化まちづくり館（愛称：守山宿・町家“うの家”）を整備し、多様なイベント等に利用されることによって、にぎわいの創出に寄与しています。
- ③「旧八幡信用金庫広場整備」事業によって、中山道街道文化交流館付近に駐車場やにぎわい広場を整備した結果、利便性向上に伴う施設利用者の増加、イベント活動の活発化等の効果が見られます。

このような現状のなか、本市の都市福利施設の整備の必要性は以下の点にあります。

- ①世界的にも貴重性の高い医療施設の整備や既存施設のリニューアルに伴い、「健康・予防医学」をテーマとした一体的な取り組みが必要です。
- ②老朽化した市立図書館の再整備を行い、多世代の交流やコミュニティの再生・強化に向けて「人と人の絆」の育成を促進するような、文化・交流等の拠点として市民の居場所と成り得る場の創出が必要です。
- ③その他の既存都市福利施設についても、有効活用の促進に向けたハード・ソフト両面からの整備、継続的な検討等の取り組みが必要です。
- ④こどもから高齢者までの「共生」を可能とするため、子育て世代の来訪環境や身近に行政サービスが受けられる環境を高め、「歩いて暮らせるまちづくり」のための都市機能整備が必要です。

【フォローアップの考え方】

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の事項
●事業名 守山市立図書館整備事業 ◎事業内容 図書館の再整備 ■実施時期 H30 年度	守山市	【位置付け】 文化・芸術の拠点として多世代の利用が活発になると共に、文化芸術交流の質的向上が図れるよう、図書館の再整備を行う。 【必要性】 文化機能等の強化のために必要な事業である。	●支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業 ■実施時期 H30 年度	

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の事項
●事業名 守山市立図書館整備事業（再掲） ◎事業内容 図書館の再整備 ■実施時期 H25～30 年度	守山市	【位置付け】 文化・芸術の拠点として多世代の利用が活発になると共に、文化芸術交流の質的向上が図れるよう、図書館の再整備を行う。 【必要性】 文化機能等の強化のために必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） ■実施時期 H25～29 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の事 項
<p>●事業名 守山市立図書館整備事業（再掲）</p> <p>◎事業内容 図書館の再整備</p> <p>■実施時期 H25～30 年度</p>	守山市	<p>【位置付け】 文化・芸術の拠点として多世代の利用が活発になると共に、文化芸術交流の質的向上が図れるよう、図書館の再整備を行う。</p> <p>【必要性】 文化機能等の強化のために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 地方創生拠点整備交付金</p> <p>■実施時期 H28 年度～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他の事 項
<p>●事業名 図書館サービスの充実検討事業</p> <p>◎事業内容 図書館サービスの充実検討</p> <p>■実施時期 H26 年度～</p>	守山市	<p>【位置付け】 図書館施設整備事業に連動して IC タグの導入・視聴覚資料（CD, DVD）及び図書の充実や、駅周辺及び地区会館での予約、リクエスト本の受け渡しが出来る環境整備について検討する。</p> <p>【必要性】 文化機能等の強化のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 滋賀県立成人病センター第二期改築工事、聴覚・コミュニケーション医療センター構想推進事業</p> <p>◎事業内容 病院機能強化のための新病棟の整備と聴覚器医療の確立</p> <p>■実施時期 H23 年度～</p>	滋賀県	<p>【位置付け】 県立成人病センターにおいて、高度専門医療の提供と全県型医療の展開に向けた機能強化を図る。また、聴覚器障害を持つ児童や難聴を患う高齢者が生き活きと健康的な生活が送れるよう「聴覚・コミュニケーション医療センター構想」の取り組みを進める。</p> <p>【必要性】 医療福祉等と連携した生活環境の整備充実のために必要な事業である。</p>		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他の事 項
<p>●事業名 守山野洲市民交流プラザ福祉文化事業の充実</p> <p>◎事業内容 講座、セミナー等の充実</p> <p>■実施時期 H27 年度～</p>	(一財) 守山野洲市民交流プラザ	<p>【位置付け】 守山野洲市民交流プラザの福祉文化事業の充実を図り、JR守山駅西口からの集客や施設利用者の増加を図る。</p> <p>【必要性】 文化機能等の強化のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 守山市民病院の機能強化の検討</p> <p>◎事業内容 市民病院の機能強化についての検討</p> <p>■実施時期 H26 年度～</p>	守山市	<p>【位置付け】 守山市民病院の検診やリハビリ等の機能強化、地域医療の連携を進めるため、一般病棟に地域包括ケア病床の配置を行うなど、後方支援の充実について検討する。</p> <p>【必要性】 医療福祉等と連携した生活環境の整備充実のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 旧大津地方法務局守山出張所有効活用検討事業</p> <p>◎事業内容 旧公共施設の有効活用検討</p> <p>■実施時期 H26 年度～</p>	守山市	<p>【位置付け】 平成 26 年 3 月に統合・廃止された旧大津地方法務局守山出張所の有効活用について検討し、中心市街地における都市機能の増進を目指す。</p> <p>【必要性】 都市基盤施設の整備充実のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 中山道街道文化交流館事業内容の充実検討</p> <p>◎事業内容 歴史文化交流施設の事業内容の充実検討</p> <p>■実施時期 H27 年度～</p>	民間事業者、 守山市	<p>【位置付け】 中山道街道文化交流館における事業内容の充実や有効活用を図ることによって、歴史文化交流施設の利用者の増加を目指す。</p> <p>【必要性】 文化機能等の強化のために必要な事業である。</p>		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他の事 項
<p>●事業名 駅前総合案内所おもてなし機能強化検討事業</p> <p>◎事業内容 駅前総合案内所の機能強化検討</p> <p>■実施時期 H26 年度～</p>	守山商工会議所、守山市	<p>【位置付け】 駅前総合案内所の利用者の利便性及び情報発信等おもてなし機能を強化し、駅を利用する来訪者にとって、まちの顔となる施設の機能強化を図ることによって、守山市の魅力向上及びPR効果を高めることを目指す。</p> <p>【必要性】 情報発信機能の強化のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 赤ちゃんの駅推進事業</p> <p>◎事業内容 授乳やおむつ替えスペースの設置・情報発信</p> <p>■実施時期 H23 年度～</p>	民間事業者等、守山市	<p>【位置付け】 授乳やおむつ交換等が出来る施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、情報発信を行うことで買い物環境の向上を図り、子育てしやすい環境を整備する。</p> <p>【必要性】 医療福祉等と連携した生活環境の整備充実のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 身近に歩いて行政サービスを受けられる環境のより一層の充実検討</p> <p>◎事業内容 福祉・文化等の行政サービスの充実について検討</p> <p>■実施時期 H21 年度～</p>	守山市	<p>【位置付け】 今後の少子高齢社会を見据えて、歩いていけるエリア内で生活を支える福祉・文化等の行政サービスを受けられる環境のより一層の充実について検討し、住み続けたくなる環境の向上を目指す。</p> <p>【必要性】 医療福祉等と連携した生活環境の整備充実のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 介護予防の推進</p> <p>◎事業内容 あまが池プラザで行う介護予防事業の推進</p> <p>■実施時期 H21 年度～</p>	守山市	<p>【位置付け】 あまが池プラザにおいて、回想法や健康新体操等を実施し、高齢者の介護予防を推進し、健やかで生きがいを持った暮らしを維持する。</p> <p>【必要性】 医療福祉等と連携した生活環境の整備充実のために必要な事業である。</p>		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他の事 項
<p>●事業名 若手音楽家育成事業</p> <p>◎事業内容 若手音楽家の育成とまちの魅力発信</p> <p>■実施時期 H27 年度～</p>	株式会社 もりやま 21	<p>【位置付け】 あまが池プラザ等において、プロピアニストを目指す地元の高校生や大学生の育成に取り組み、文化に理解、造詣が深いまちとのイメージづくりを図る。</p> <p>【必要性】 文化機能等の強化のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 まちづくり活動応援プロジェクト</p> <p>◎事業内容 まちづくり関係団体へのアドバイスの実施、自立・発展の促進</p> <p>■実施時期 H27 年度～</p>	株式会社 もりやま 21	<p>【位置付け】 地域で活動するまちづくり関係の団体に対し、様々な方向からアドバイスをおこない、まちづくり活動団体の自立、発展を促すことによって、活性化への取り組みを促進する。</p> <p>【必要性】 文化機能等の強化のために必要な事業である。</p>		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一緒にとして行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

【現状と街なか居住の推進の必要性】

近年、JR守山駅周辺では高層マンションの建設が目立っており、本市の中心市街地の人口は増加しています。しかしながら、一方ではこれらマンションの建設に伴って、景観や住環境の保全に関する問題が生じています。

街なか居住を推進していくに当たっては、生活の場としての利便性や安全性の確保、地域コミュニティの形成等が大切になってきます。

「住み続けたくなる“縊と活力ある共生都市”の創造」を基本理念に据えて中心市街地活性化に取り組む本市にとって、街なか居住の推進のためには、駅前としての良好な環境形成や歴史的景観の保全に向けた取り組みと同時に、良好な居住環境を創出していく取り組みが必要です。その一環として、本市では中山道守山宿等地区計画及び景観条例・景観計画を定めており、良好な景観形成を誘導しています。

このような状況のなか、本市の街なか居住の推進、居住環境の向上に向けた取り組みの必要性は以下の点にあります。

- ①中山道守山宿の歴史的景観を保全すると共に、中山道守山宿等地区計画の活用により歴史的な街並みと調和した建築物の誘導を図ることが必要です。
- ②JR守山駅の周辺においては、守山の顔にふさわしい良好な景観の形成が必要です。
- ③小河川等を活かし、自然環境と調和した良好な居住環境を創出することが必要です。
- ④中心市街地の魅力を高め、民間活力による街なか居住の推進が必要です。
- ⑤都市と農村の交流を促進して、魅力的な生活環境を創出することが必要です。

【フォローアップの考え方】

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

該当なし

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 中山道の街並み整備事業</p> <p>◎事業内容 中山道の街並みに合致した修景整備に対して助成する</p> <p>■実施時期 H20～29年度</p>	守山市	<p>【位置付け】 中山道守山宿等地区計画区域内の沿道に面した建築物等において、地区計画及び施工基準に適合した修景整備を行った場合に助成し、中山道の歴史的な建造物や中山道守山宿らしい風情ある景観を保全・再生することにより、市民が誇りを持てる環境形成を図る。</p> <p>【必要性】 景観・環境等に配慮したまちづくりの推進のために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(守山市南部地区))</p> <p>■実施時期 H26～29年度</p> <p>●支援措置 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(守山中心市街地地区))</p> <p>■実施時期 H22～25年度</p>	<p>●支援措置 都市再生整備計画事業(守山市市街地地区)</p> <p>■実施時期 H20～21年度</p> <p>●支援措置 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(守山中心市街地地区))</p> <p>■実施時期 H22～25年度</p>

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 もりやま健康フェスティバル</p> <p>◎事業内容 全市民が楽しめる健康をテーマにしたイベントの開催</p> <p>■実施時期 H26 年度～</p>	守山市	<p>【位置付け】 全市民が楽しく健康づくりを実感することができる健康イベントを開催し、健康相談・講演会・健康教室等を実施することによって、健康予防医学の取り組みを進める。</p> <p>【必要性】 医療福祉等と連携した生活環境の整備充実のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 水とホタルから輝くプロジェクト</p> <p>◎事業内容 水とホタルを中心としたまちづくり活動の検討</p> <p>■実施時期 H26 年度～</p>	守山学区自治会、 守山市	<p>【位置付け】 ホタル学習会や美化活動等のイベントや活用の実施等により、水とホタルを中心としたまちづくり活動を行うと共に、ホタル保護のための「ホタルール」作成の検討等を通して、コミュニティの強化を目指す。</p> <p>【必要性】 景観・環境等に配慮したまちづくりの推進のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 守山の歴史・伝統文化再発見プロジェクト</p> <p>◎事業内容 ハード整備に合わせた歴史をテーマとするソフト事業の実施</p> <p>■実施時期 H26 年度～</p>	守山学区自治会 守山市	<p>【位置付け】 伊勢遺跡や中山道等の歴史資源を活用した散策ルートの設定、火まつり等の地域資源を活かしたイベントを実施する等、地域の人々が歴史や伝統文化を学ぶ機会をつくり、コミュニティの強化を図る。</p> <p>【必要性】 景観・環境等に配慮したまちづくりの推進のために必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 JR東側活性化プロジェクト</p> <p>◎事業内容 地域資源を活かした活性化事業の検討</p> <p>■実施時期 H26年度～</p>	守山学区自治会、守山市	<p>【位置付け】 JR東側において、伊勢遺跡を活用したまちづくりや地元工場との連携、空き家等を活用したまちづくり等、地域資源を活かしてまちづくり活動を展開することによって、コミュニティの強化を目指す。</p> <p>【必要性】 景観・環境等に配慮したまちづくりの推進のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 ホタルを守ろうプロジェクト</p> <p>◎事業内容 ホタルを守るための仕組みづくりの検討</p> <p>■実施時期 H26年度～</p>	吉身学区自治会、守山市	<p>【位置付け】 ゴミ拾い、ホタル観賞会、川遊びイベント・ホタル祭りの開催や、水辺の遊歩道（ホタルロード）づくりの検討を行う等、地域資源を活かしてまちづくり活動を展開することによって、コミュニティの強化を目指す。</p> <p>【必要性】 景観・環境等に配慮したまちづくりの推進のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 吉身の歴史・伝統をつなぐプロジェクト</p> <p>◎事業内容 歴史的な地域資源を活用したソフト事業の検討</p> <p>■実施時期 H26年度～</p>	吉身学区自治会、守山市	<p>【位置付け】 下之郷遺跡を活用した住民主体の憩いの場づくりと交流活動の活性化を図る。また、吉身まち歩きコースの設定とマップの作成、配布を行うと共に、まち歩きイベントの開催等を検討する等、地域資源を活かしてまちづくり活動を展開することによって、コミュニティの強化を目指す。</p> <p>【必要性】 景観・環境等に配慮したまちづくりの推進のために必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 守山ほたるパーク & ウォーク</p> <p>◎事業内容 パーク & ウォークによるホタル観賞回遊及び来訪を促進するため、臨時駐車場・バスを用意すると共にP R活動を行う</p> <p>■実施時期 H18 年度～</p>	守山ほたるパーク & ウォーク実行委員会	<p>【位置付け】 ゲンジボタルが飛翔する時期に合わせて来訪しやすい環境を整え、より多くの方に「中心市街地」でのホタル観賞を楽しんで頂くための仕掛けとして「パーク & ウォーク」を展開することによって、貴重な地域資源であるゲンジボタルを通して川の環境を守ることの大切さを学ぶことを通して、市民ひとり一人が誇りの持てるまちづくりを推進する。</p> <p>【必要性】 景観・環境等に配慮したまちづくりの推進のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 都市農村交流事業の推進</p> <p>◎事業内容 都市と農村の交流の推進</p> <p>■実施時期 H26 年度～</p>	守山食のまちづくりプロジェクト、JAおうみ富士、守山市	<p>【位置付け】 農業体験事業の実施、都市農村交流インストラクターの養成、食育の推進等、都市と農村の交流を推進し、生活環境の充実を図ると共に、市民ひとり一人が誇りの持てるまちづくりを推進する。</p> <p>【必要性】 医療福祉等と連携した生活環境の整備充実のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 やまもりD A Y ! (こどもへの守山の魅力発信プロジェクト)</p> <p>◎事業内容 守山の魅力をこどもたちに伝える体験事業の展開</p> <p>■実施時期 H26 年度～</p>	守山青年会議所	<p>【位置付け】 守山の未来を担うことのこどもたちに、体験を通じて守山の魅力を伝えることによって、地域への興味や愛着を高め、将来にわたるコミュニティ強化や誇りの持てるまちづくりを推進する。</p> <p>【必要性】 文化機能等の強化のために必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 もりやま市民活動屋台村</p> <p>◎事業内容 市民活動団体、ボランティア、NPO等の活動の成果や取り組みの発表を行い市民へPRすることで、各団体の交流を促進する。</p> <p>■実施時期 H17年度～</p>	もりやま市民活動屋台村実行委員会	<p>【位置付け】 市民交流センターにおいて、市民相互の活発な交流を促進し、コミュニティの再生・強化を図ると共に、中心市街地内の活力を創出する。</p> <p>【必要性】 文化機能等の強化のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 守山市景観条例等の活用による景観誘導</p> <p>◎事業内容 中山道守山宿等地区計画及び景観条例・景観計画等による景観規制</p> <p>■実施時期 H20年度～</p>	守山市	<p>【位置付け】 水と緑を活かしたまちづくりを推進するため、景観計画等により誘導する。</p> <p>【必要性】 景観・環境等に配慮したまちづくりの推進のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 川に学ぶ社会プロジェクト</p> <p>◎事業内容 川についての学習機会の提供等</p> <p>■実施時期 H27年度～</p>	認定NPO法人びわこ豊穣の郷、NPO法人碧いびわ湖、(株)みらいもりやま21	<p>【位置付け】 あまが池親水緑地に隣接する吉川において、川について学ぶ機会の提供、魅力ある川づくりに向けた取り組み等を行い、小河川が多く存在する中心市街地に対し、市民が愛着を持ち、住み続けたくなる居住環境の形成を図る。</p> <p>【必要性】 景観・環境等に配慮したまちづくりの推進のために必要な事業である。</p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

【現状と経済活力の向上の必要性】

本市の商業の現状については、商店数は、平成6年には244店でしたが、平成19年には153店となり、6割程度となりました。また、年間商品販売額は、平成6年には約232億円でしたが、平成19年には約113億円と半減するとともに、対市シェアについても37.7%から15.2%と半分以下になりました。前計画に基づいて各種事業を実施した効果は反映されていませんが、年間商品販売額の減少が大きいことから、今後も商店数が減少していくことが予想されます。

また、消費者ニーズの変化に対応できていない商業者や後継者問題が生じている商業者が多く見られる等の問題を抱えています。

アンケート調査からも、商業機能の充実を求める声が大きい状況にあり、商業機能は都市活力を確保するのみではなく、中心市街地内の居住者及び市民にとって、生活基盤上、必要不可欠な機能です。

このような状況のなか、本市における商業の活性化の必要性は以下の点にあります。

- ①既存大規模店舗の改築によるにぎわい創出の取り組みが必要です。
- ②歩いてみたくなる魅力を高めるため、空店舗の既存ストックの活用等により、商店街としてのにぎわいの連続性を確保することが必要です。
- ③中心市街地のにぎわいを創出するイベントの開催等、ソフト的な取り組みが必要です。
- ④各種イベント等の効果を相乗的に享受できるようにするために、関係する組織や取り組み等の連携の強化を図ることが必要です。
- ⑤中心市街地の商業面における魅力をより多くの人に知ってもらうため、情報発信の強化を図ることが必要です。

【フォローアップの考え方】

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じます。

[2] 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の 事項
●事業名 守山駅前のサードプレイス事業（美賀未来ビル建て替え事業） ◎事業内容 美賀未来ビルの建て替え ■実施年度 H29 年度～	株式会社 美賀未来	<p>【位置付け】 守山市の玄関口である守山駅前とそこから伸びるメインストリートの連続性を強める位置にある新たな活動拠点として、これまでにないコミュニティ活動と商業活動の融合を創出することで、商店街の活性化およびまちなかの魅力と活力を創出する。</p> <p>【必要性】 魅力ある商業・集客機能の強化のために必要な事業である。</p>	●支援措置 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的事業 ■実施時期 H31 年度	
●事業名 守山銀座ビル地区第一種市街地再開発事業（再掲） ◎事業内容 既存商店街ビルの建て替え ■実施時期 H27 年度～	守山銀座ビル市街地再開発組合	<p>【位置付け】 建築から 50 年が経過し、老朽化が進んでいる銀座商店街東西ビルの建て替えを行い、商業施設の魅力や利便性また道路機能を向上させることによって、集客力の向上やにぎわいの創出を図る。</p> <p>【必要性】 魅力ある商業・集客機能の強化のために必要な事業である。</p>	●支援措置 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） ■実施時期 H27 年度～ ●支援措置 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的事業 ■実施時期 H30 年度	
●事業名 火まつり等伝統行事継承事業（火まつり交流館整備事業） ◎事業内容	勝部自治会・守山市 中心市街地活性化協議会	<p>【位置付け】 由緒ある伝統行事・歴史文化の継承と市内外への情報発信ならびに交流館整備によるさらなる地域活性化、交流の拠点づくり、文化の発信を喚起し、「火まつり」・「地域のコミュニティ」をもとに他施設とも連携を図り、活性化の範囲を広げる。</p>	●支援措置 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
火まつり交流館の整備 ■実施時期 H22 年度～		【必要性】 「火まつり」・「地域のコミュニティ」をツールとした地域経済の活性化のために必要な事業である。	証的事業 ●実施時期 H28 年度	
●事業名 もりやま夏まつり ◎事業内容 コンサートや抽選会等のイベント開催 ■実施時期 H18 年度～	守山夏祭り実行委員会	【位置付け】 市民の主体性を見出し、住民主導の祭りとして、商店街の活性化、市民相互のふれあいを促進すると共に、中心市街地活性化の一環として、また、各商店街、自治会、市民、企業の参加による「市民が主役のまちづくり」の象徴として継続的に実施していく。 【必要性】 商業施設等の連携の強化のために必要な事業である。	●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ■実施時期 H21～31 年度	
●事業名 中山道にぎわい創出事業 ◎事業内容 中山道におけるイベント等の実施 ■実施時期 H20 年度～	守山市、株式会社 みらい もりやま 21	【位置付け】 歴史や伝統文化の啓発・継承と町家の保全・活用を目的としたイベント（もりやまのひなまつり等）を、中山道一帯で実施することによって、中山道や駅周辺への集客と回遊性の向上を図る。 【必要性】 文化機能等の強化のために必要な事業である。	●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ■実施時期 H21～31 年度	
●事業名 民間活力導入事業 ◎事業内容 民間の活力・ノウハウを活かした指定管理者制度等による拠点施設の管理運営 ■実施時期 H21 年度～	民間事業者、自治会、守山市	【位置付け】 民間事業者の活力・ノウハウを活かして公共施設をより有効活用するため、「あまが池プラザ」、「あまが池親水緑地」、「守山宿・町家“うの家”」、「中山道にぎわい広場」、「中山道街道文化交流館」について指定管理者制度等により地域交流の促進や伝統文化の啓発・継承等に向けた支援を行いながら、市民ニーズを反映した施設管理を行う。 【必要性】 文化機能等の強化のために必要な事業である。	●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ■実施時期 H21～31 年度	

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の 事項
<p>●事業名 中心市街地振興イベント支援事業</p> <p>◎事業内容 中心市街地において、商店街等が行うイベント事業に対する支援</p> <p>■実施時期 H21 年度～</p>	守山市	<p>【位置付け】 中心市街地の活性化および交流人口の増大を図るため、商店街等が行う魅力ある様々なイベント事業に対し、補助金により支援を行い、民間活動の推進を図る。</p> <p>【必要性】 魅力ある商業・集客機能の強化のために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>■実施時期 H21～31 年度</p>	

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の 事項
<p>●事業名 火まつり等伝統行事継承事業 (火まつり交流館整備事業) (再掲)</p> <p>◎事業内容 火まつり交流館の整備</p> <p>■実施時期 H22 年度～</p>	勝部自治会・守山市 中心市街地活性化協議会	<p>【位置付け】 由緒ある伝統行事・歴史文化の継承と市内外への情報発信ならびに交流館整備によるさらなる地域活性化、交流の拠点づくり、文化の発信を喚起し、「火まつり」・「地域のコミュニティ」をもとに他施設とも連携を図り、活性化の範囲を広げる。</p> <p>【必要性】 「火まつり」・「地域のコミュニティ」をツールとした地域経済の活性化のために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地商業活性化診断・サポート事業</p> <p>■実施時期 H28 年度～</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 ルシオール アート キッズフェスティバル</p> <p>◎事業内容 こどもから大人まで楽しめる音楽・アート等の様々なイベント開催</p> <p>■実施時期 H24 年度～</p>	<p>ルシオール アート キッズフェスティバル推進委員会、 守山市</p>	<p>【位置付け】 守山市民ホール、立命館守山中・高校会場及び中心市街地のまちなか会場において、こどもから大人まで楽しめる音楽・アート等の様々なイベントを開催し、にぎわいの創出や訪れたくなる環境の向上を図る。</p> <p>【必要性】 文化機能等の強化のために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)</p> <p>■実施時期 H24～28 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 守山駅前の顔づくり事業(近江鉄道ビル建て替え事業)</p> <p>◎事業内容 近江鉄道ビルの建て替え</p> <p>■実施時期 H26～29 年度</p>	近江鉄道(株)	<p>【位置付け】 守山駅前広場に隣接する近江鉄道ビルについて、ニーズ・マーケティング調査を実施の上、守山駅の顔として、ニーズに合わせた利活用と高度化を図り、まちの顔となる場所に立地する施設の利用増進を図ることによって、訪れたくなる環境を創出する。</p> <p>【必要性】 魅力ある商業・集客機能の強化のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 平和堂守山店建て替え事業</p> <p>◎事業内容 総合スーパーの建て替え</p> <p>■実施時期 H24 年度～</p>	株平和堂	<p>【位置付け】 中心市街地の中央部に位置する平和堂守山店の建て替えにより、居住者や来街者の買い物利便性を高め、回遊性と集客力向上を図る。</p> <p>【必要性】 魅力ある商業・集客機能の強化のために必要な事業である。</p>		地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金(中心市街地再興戦略事業)のうち調査事業および先導的・実証的事業活用の予定

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	国以外の支援 措置の内容 及び実施時期	その他の 事項
<p>●事業名 セルバ守山1・2階活性化事業</p> <p>◎事業内容 セルバ守山1・2階部分のリニューアルによる活性化</p> <p>■実施時期 H26年度～</p>	セルバ守山管理組合	<p>【位置付け】 地下部分リニューアルの効果を活かしながら、既存ビル1・2階もリニューアルし、まちの顔となる場所に立地する施設の利用増進を図ることによって、訪れたくなる環境を創出する。</p> <p>【必要性】 魅力ある商業・集客機能の強化のために必要な事業である。</p>		<p>●支援措置 商店街まちづくり事業（まちづくり補助金）</p> <p>■実施時期 H26年度</p> <p>●支援措置 中心市街地商業活性化診断・サポート事業</p> <p>■実施時期 H26年度</p> <p>地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち調査事業および先導的・実証的事業活用の予定</p>
<p>●事業名 商業交流機能強化による健康・予防医学の取り組み</p> <p>◎事業内容 各疾病対策料理レストラン、オーガニックカフェ、ジム、健康・予防医学講座等の実施</p> <p>■実施時期 H27年度～</p>	民間事業者	<p>【位置付け】 商業施設において、各疾病対策料理レストラン、オーガニックカフェ、ジム、健康・予防医学講座等を実施し、健康・予防医学の取り組みを進め、新しいサービスを提供しながら商業交流機能の強化を図ることによって、魅力的にぎわいのあるまちの環境を高める。</p> <p>【必要性】 魅力ある商業・集客機能の強化のために必要な事業である。</p>		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	国以外の支援 措置の内容 及び実施時期	その他の 事項
<p>●事業名 健康・予防医学の取り組みと連携した店舗誘致検討</p> <p>◎事業内容 健康・予防医学の取り組みと連携した店舗誘致に向けての検討</p> <p>■実施時期 H27 年度～</p>	守山市	<p>【位置付け】 将来的な少子高齢化の加速を見据えた健康・予防医学の取り組みを進めると共に、それらと連携した新たなサービスを提供する店舗の誘致に向けての検討を行う。</p> <p>【必要性】 魅力ある商業・集客機能の強化のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 飲食店と連携した食環境づくり</p> <p>◎事業内容 健康をテーマとする飲食店の連携の仕組みづくり</p> <p>■実施時期 H27 年度～</p>	区域内の飲食店、 守山市	<p>【位置付け】 栄養成分表示店の紹介、ヘルシーメニュー、朝食メニュー等、健康メニューの提供等について連携した食環境づくりを推進し、住み続けたくなる環境を形成する。</p> <p>【必要性】 商業施設等の連携の強化のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 文化・芸術によるコミュニティの活性化</p> <p>◎事業内容 教育・文化活動等の実施</p> <p>■実施時期 H27 年度～</p>	守山市、守山市文化体育振興事業団等	<p>【位置付け】 多くの市民が楽しめる教育・文化活動等を活発化させることによって、地域コミュニティの形成・強化を図り、幅広い世代が共生できるまちの環境を整える。</p> <p>【必要性】 文化機能等の強化のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 ご当地グルメ開発事業</p> <p>◎事業内容 ご当地グルメの開発、商品化</p> <p>■実施時期 H27 年度～</p>	守山商工会議所	<p>【位置付け】 本市独自のご当地グルメを開発、商品化し、各店舗が特色あるご当地グルメを開発して商業の活性化を図ると共に、訪れたくなる環境を高める。</p> <p>【必要性】 魅力ある商業・集客機能の強化のために必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 もりーーブランド化事業</p> <p>◎事業内容 市のPRキャラクターのブランド化</p> <p>■実施時期 H27年度～</p>	守山商工会議所	<p>【位置付け】 本市のPRキャラクターである「もりーー」ブランドを確立し、商品に「もりーー」ロゴをプリントすることで、商品の魅力や価値を高めながら、商業の活性化を図る。</p> <p>【必要性】 情報発信機能の強化のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 卑弥呼のPR事業</p> <p>◎事業内容 卑弥呼をモチーフとした飲食メニュー提供やイベントによるPR</p> <p>■実施時期 H23年度～</p>	守山商工会議所、守山市観光物産協会	<p>【位置付け】 各店舗における卑弥呼に関する飲食メニューの展開や、コンテストを実施して観光大使に起用する等、飲食店等が卑弥呼を活用しながら連携したイベントを開催することによって、商業等の活性化を図ると共に、訪れたくなる環境を高める。</p> <p>【必要性】 情報発信機能の強化のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 中山道一七めぐり</p> <p>◎事業内容 定期的な市の開催</p> <p>■実施時期 H24年度～</p>	守山商工会議所、(株)ループラニング、守山市観光ボランティア団体、(株)みらいもりやま21	<p>【位置付け】 毎月17日に中山道周辺において、商業者等が連携した中、市を実施すると共に、観光客に対する観光ガイドを行い、回遊性の向上や中心市街地へのリピーターの増加を図る。</p> <p>【必要性】 商業施設等の連携の強化のために必要な事業である。</p>		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	国以外の支援 措置の内容 及び実施時期	その他の 事項
<p>●事業名 輝く女性プロジェクト</p> <p>◎事業内容 女性を対象としたセミナーやワークショップ等の開催</p> <p>■実施時期 H26 年度～</p>	株式会社みらいもりやま 21	<p>【位置付け】 働く女性、子育て中のママ等、地域で頑張る女性が一層輝けるよう、定期的にセミナー、ワークショップを行い、仕事や子育てに忙しい女性が自分を磨くための機会を創出することによって、暮らしたくなる環境を高める。</p> <p>【必要性】 医療福祉等と連携した生活環境の整備充実のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 アートギャラリープロジェクト</p> <p>◎事業内容 既存施設を活用したアーティストの育成</p> <p>■実施時期 H27 年度～</p>	株式会社みらいもりやま 21	<p>【位置付け】 守山宿・町家“うの家”ギャラリースペースや、あまが池プラザ 1 階を利用し、地元のアーティストに展示及び販売会の機会をつくり、アーティストの育成を図ることによって、回遊したくなる、暮らしたくなる環境を高める。</p> <p>【必要性】 文化機能等の強化のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 マーケット事業</p> <p>◎事業内容 マーケットの定期開催</p> <p>■実施時期 H27 年度～</p>	株式会社みらいもりやま 21	<p>【位置付け】 守山宿・町家“うの家”や、あまが池親水緑地等において、健康食品等の市民ニーズに応じた品ぞろえのマーケットを定期開催することによって、回遊したくなる、暮らしたくなる環境を高める。</p> <p>【必要性】 商業施設等の連携の強化のために必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 中心市街地観光客誘致プロジェクト</p> <p>◎事業内容 周辺部から中心市街地活性化区域内への誘導に向けた取り組み</p> <p>■実施時期 H26 年度～</p>	守山市観光物産協会、株式会社みらいもりやま 21	<p>【位置付け】 中心市街地活性化区域内の観光施設と連携したツアーを企画する等により、区域外の観光施設への来訪者を区域内へ誘致する取り組みを進め、効果的に来街者の増加を図る。</p> <p>【必要性】 商業施設等の連携の強化のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 守山まちゼミキッズ</p> <p>◎事業内容 地元商店主の指導によるこどもの職業体験</p> <p>■実施時期 H26～27 年度</p>	守山商工会議所	<p>【位置付け】 次代を担うこども達に商い体験の場を提供し、商売の楽しさや商店街の良さを体感してもらうことを通じて、地域の商業や商店街に対するこどもの興味を高める。</p> <p>【必要性】 商業施設等の連携の強化のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 中山道を軸とした観光促進プロジェクト</p> <p>◎事業内容 中山道のウォーキング促進の取り組み</p> <p>■実施時期 H26 年度～</p>	吉身学区自治会、守山市	<p>【位置付け】 中山道ウォーキングコースの設定やマップの作成・配布、ウォーキングイベント開催等、地域資源を有効活用・PRすることによって、訪れたくなる環境を高める。</p> <p>【必要性】 情報発信機能の強化のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 今宿歴史資源情報発信事業</p> <p>◎事業内容 歴史的な地域資源の情報発信によるにぎわいの創出</p> <p>■実施時期 H26 年度～</p>	今宿自治会、中山道歴史文化保存会、一里塚活性協議会	<p>【位置付け】 山本正右衛門邸や一里塚、樹下神社安産石等の地域の歴史資源を情報発信し、にぎわいの創出を図る。</p> <p>【必要性】 情報発信機能の強化のために必要な事業である。</p>		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	国以外の支援 措置の内容 及び実施時期	その他の 事項
<p>●事業名 守山 100 円商店街</p> <p>◎事業内容 商店街全体を 1 軒の 100 円ショップに見立て、店頭に 100 円コーナーを設置することで、回遊性を高め、商店の活性化を図る。</p> <p>■実施時期 H22～27 年度</p>	各商業者	<p>【位置付け】 商店街全体を 1 軒の 100 円ショップに見立て、店頭に 100 円コーナーを設置することで、回遊性を高め、商店の活性化を図る。</p> <p>【必要性】 商業施設等の連携の強化のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 もりやまバル</p> <p>◎事業内容 一定範囲の飲食店が連携し、共通チケットでの飲み歩きを可能とする</p> <p>■実施時期 H22 年度～</p>	守山商工会議所	<p>【位置付け】 一定範囲の飲食店が連携し、共通チケットで飲み歩きを可能とするイベントを定期的に継続実施することで、中心市街地の回遊性を高めると共に、誘客及び商業の活性化を図る。</p> <p>【必要性】 商業施設等の連携の強化のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 得する街のゼミナール</p> <p>◎事業内容 各商店が講師となり、ゼミを開催する</p> <p>■実施時期 H22 年度～</p>	守山商工会議所	<p>【位置付け】 各商店が、プロの知識を無料ゼミ形式で教える「まちゼミ」を開催し、市民との交流を通して商業の活性化や商店のファンづくり、人材の発掘・育成等を図る。</p> <p>【必要性】 商業施設等の連携の強化のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 空店舗対策事業</p> <p>◎事業内容 空店舗へのテナントミックス事業</p> <p>■実施時期 H21 年度～</p>	株式会社 もりやま 21	<p>【位置付け】 中心市街地における空店舗の解消に向け、市民ニーズを踏まえ、必要となる機能を検討した上で店舗誘致等の取り組みを行うことによって、にぎわいの向上を図る。</p> <p>【必要性】 魅力ある商業・集客機能の強化のために必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 もりやまいち</p> <p>◎事業内容 地産地消に資する地元産物の販売</p> <p>■実施時期 H6 年度～</p>	もりやまいち実行委員会	<p>【位置付け】 歴史・文化資源の豊かな中山道を軸に、歳末市として地産地消に資する地元産品の販売を行うことにより、中心市街地の商業者と協働し新たなまちづくりに向けての人材発掘や育成を目指す。</p> <p>【必要性】 商業施設等の連携の強化のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 銀座夜市</p> <p>◎事業内容 模擬店による販売</p> <p>■実施時期 S45 年度～</p>	守山銀座商店街	<p>【位置付け】 夏の風物詩として、7月の各週末に銀座商店街で夜市をすることにより、市民にコミュニティの場を提供すると共に、中心市街地活性化の一環として、また、銀座商店街、自治会、市民の参加により「市民が主役のまちづくり」を促進する。</p> <p>【必要性】 商業施設等の連携の強化のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 もりやま冬ホタル</p> <p>◎事業内容 冬季に駅前広場周辺においてイルミネーションを実施する</p> <p>■実施時期 H18 年度～</p>	もりやま冬ホタル実行委員会	<p>【位置付け】 ホタルを彷彿させるイルミネーションにより四季折々の守山の良さを感じ、市民が愛着を持って住み続けたくなる環境整備を図る。</p> <p>【必要性】 商業施設等の連携の強化のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 守山音楽コンサート</p> <p>◎事業内容 中心市街地において、音楽コンサートを開催する</p> <p>■実施時期 H21 年度～</p>	株式会社守山市文化体育振興事業団	<p>【位置付け】 文化の香り高い中心市街地を形成するため、あまが池プラザ、あまが池親水緑地、公民館等を活用して、音楽コンサートを開催し、中心市街地におけるにぎわいを創出する。</p> <p>【必要性】 文化機能等の強化のために必要な事業である。</p>		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	国以外の支援 措置の内容 及び実施時期	その他の 事項
<p>●事業名 中心市街地情報発信事業</p> <p>◎事業内容 ホームページ等により中心市街地に関する情報を発信する</p> <p>■実施時期 H21年度～</p>	株式会社みらいもりやま21、守山商工会議所、守山市観光物産協会、守山市文化体育振興事業団	<p>【位置付け】 中心市街地を活性化するため、ホームページ等により中心市街地に関する情報を発信する。また、アプリ等を使ったホームページ以外の情報発信等について検討し、より効果的な中心市街地のPRを図る。</p> <p>【必要性】 情報発信機能の強化のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 アンテナショップの設置</p> <p>◎事業内容 駅前における地元野菜等のアンテナショップの設置</p> <p>■実施時期 H27年度～</p>	もりやま食のまちづくりプロジェクト、JAおうみ富士	<p>【位置付け】 地元野菜の販売、都市農村交流のための情報発信を行うアンテナショップを設置する。</p> <p>【必要性】 商業施設等の連携の強化のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 セルバパワーアップ計画</p> <p>◎事業内容 セルバパワーアップのための事業について検討する</p> <p>■実施時期 H27年度～</p>	守山市立守山南中学生、セルバ守山管理組合、セルバS E E D、(株)みらいもりやま21	<p>【位置付け】 セルバ関係者等が守山市立守山南中学生とともに、セルバのパワーアップのための事業について検討する。</p> <p>【必要性】 魅力ある商業・集客機能の強化のために必要な事業である。</p>		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

【現状と必要性】

本市の中心市街地内には、JR守山駅をはじめ、その駅前広場を発着場とする市域全域のバス路線網が整備されています。このため、JR守山駅は本市の玄関口としての役割と共に、周辺地域から公共交通機関を利用してアクセスしやすい場所となっています。

路線バスの利用者数は、平成18年頃まで年々減少傾向にありました。その後は横ばいとなっています。

また、アンケート調査の結果を見ると、公共交通の充実の声が多い状況となっています。

このような状況のなか、本市の公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性は以下の点にあります。

- ① 誰もが利用しやすい中心市街地として、市域全域から中心市街地へ来訪する機会を増やすために、公共交通機関の利便性の向上を図る取り組みが必要です。
- ② バス利用者のニーズ、高齢社会への対応を踏まえ、まちづくりと一体化した公共交通の維持、活性化が必要です。
- ③ 市内バス路線の充実、終バス延長、運賃割引や均一料金の導入についての検討等、市民生活の利便性の向上に向けた取り組みが必要です。
- ⑤ 人と自然が共生するまちづくりを目指す本市にとって、街なかでゲンジボタルが乱舞する光景をより多くの方に楽しんでいただくために、自動車交通の市内への乗り入れ規制とバスによる輸送の確保等が必要です。

【フォローアップの考え方】

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

該当なし

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

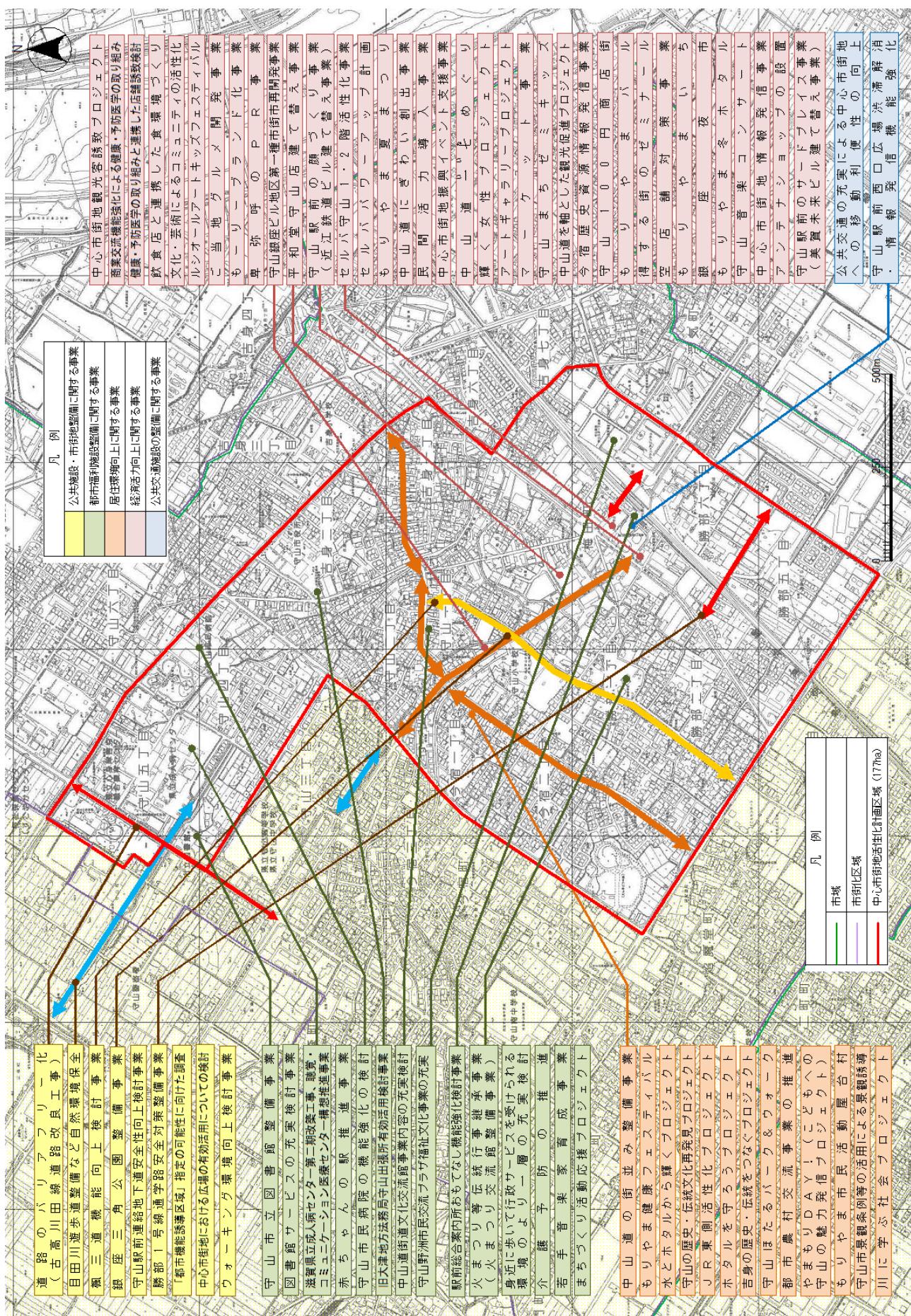
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他の事 項
●事業名 公共交通の充実による中心市街地への移動利便性の向上 ◎事業内容 公共交通をどのように充実させるべきかについて検討する ■実施時期 H21 年度～	交通事業者、守山市	<p>【位置付け】 既存バス路線の充実を基本に、終バスの本格運行や運賃割引及び均一料金の導入について検討する。合わせて、コミュニティサイクルの導入等について検討し、地域交通の充実を図ることによって、回遊しやすい環境を高める。</p> <p>【必要性】 都市基盤施設の整備充実のために必要な事業である。</p>		
●事業名 守山駅前西口広場渋滞解消・情報発信機能強化 ◎事業内容 渋滞緩和等に向けた情報発信機能の強化 ■実施時期 H26 年度～	守山市、近江鉄道(株)	<p>【位置付け】 今後予定されている近江鉄道ビル建て替え事業等と連携するなか、西口広場ロータリーの渋滞緩和や情報発信等について検討し、渋滞の緩和及び情報発信機能の強化を図ることによって、訪れたくなる環境を高める。</p> <p>【必要性】 情報発信機能の強化のために必要な事業である。</p>		

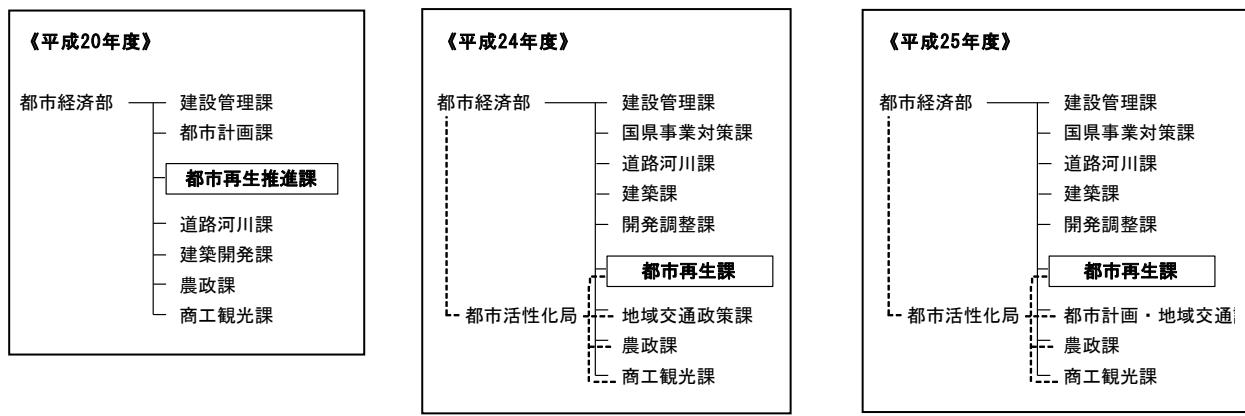
◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



目標	評価指標	施策分野	事業
目標1 新たなサービスにより、にぎわいが感じられるまち	新規出店 店舗数	a. 魅力ある商業・集客機能の強化	守山銀座ビル地区第一種市街地再開発事業、守山駅前の顔づくり事業（近江鉄道ビル建て替え事業）、平和堂守山店建て替え事業、セルバ守山1・2階活性化事業、中心市街地振興イベント支援事業、商業交流機能強化による健康・予防医学の取り組み、ご当地グルメ開発事業、空店舗対策事業、セルバパワーアップ計画、守山駅前のサードプレイス事業（美賀未来ビル建て替え事業）
		b. 商業施設等の連携の強化	健康・予防医学の取り組みと連携した店舗誘致検討、飲食店と連携した食環境づくり、中山道一七めぐり、マーケット事業、中心市街地観光客誘致プロジェクト、守山まちゼミキッズ、もりやま夏まつり、守山100円商店街、もりやまバル、得する街のゼミナール、もりやまいち、銀座夜市、もりやま冬ホタル、アンテナショップの設置
目標2 こどもから高齢者まで幅広い世代が誇りと愛着を持ち共生できるまち	福祉・文化・交流施設の利用 者数	c. 医療福祉等と連携した生活環境の整備充実	ウォーキング環境向上検討事業、滋賀県立成人病センター第二期改築工事、聴覚・コミュニケーション医療センター構想推進事業、守山市民病院の機能強化の検討、赤ちゃんの駅推進事業、身边に歩いて行政サービスを受けられる環境のより一層の充実検討、介護予防の推進、もりやま健康フェスティバル、都市農村交流事業の推進、輝く女性プロジェクト
		d. 文化機能等の強化	守山市立図書館整備事業、図書館サービスの充実検討事業、守山野洲市民交流プラザ福祉文化事業の充実、中山道街道文化交流館事業内容の充実検討、若手音楽家育成事業、まちづくり活動応援プロジェクト、やまもりDAY！（こどもへの守山の魅力発信プロジェクト）、もりやま市民活動屋台村、中山道にぎわい創出事業、民間活力導入事業、文化・芸術によるコミュニティの活性化、ルシオール アート キッズフェスティバル、アートギャラリープロジェクト、守山音楽コンサート
目標3 地域資源を活かし、魅力的に歩いて楽しく回遊できるまち	歩行者自転車通行量（平日）	e. 景観・環境等に配慮したまちづくりの推進	中山道の街並み整備事業、水とホタルから輝くプロジェクト、守山の歴史・伝統文化再発見プロジェクト、JR東側活性化プロジェクト、ホタルを守ろうプロジェクト、吉身の歴史・伝統をつなぐプロジェクト、守山ほたるパーク＆ウォーク、守山市景観条例等の活用による景観誘導、川に学ぶ社会プロジェクト
		f. 情報発信機能の強化	駅前総合案内所おもてなし機能強化検討事業、火まつり等伝統行事継承事業（火まつり交流館整備事業）、もーりーブランド化事業、卑弥呼のPR事業、中山道を軸とした観光促進プロジェクト、今宿歴史資源情報発信事業、中心市街地情報発信事業、守山駅前西口広場渋滞解消・情報発信機能強化
		g. 都市基盤施設の整備充実	道路のバリアフリー化（古高川田線道路改良工事）、勝部1号線通学路安全対策事業、銀座三角公園整備事業、楓三道機能向上検討事業、目田川歩道整備など自然環境保全、守山駅前連絡通路安全性向上検討事業、「都市機能誘導区域」指定の可能性に向けた調査、中心市街地における広場の有効活用についての検討、旧大津地方法務局守山出張所有効活用検討事業、公共交通の充実による中心市街地への移動利便性の向上

※赤字は新規事業

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等																	
(1) 守山市における庁内推進体制について																	
<p>守山市では、中心市街地活性化と商工業振興施策をより積極的に推進するため、平成19年4月に環境経済部の一部と都市整備部を統合して「都市経済部」を設置しました。これに伴って各課の事務分掌を見直して課室の再編を行った結果、都市計画課内に「都市再生推進室」を設置しました。</p> <p>平成20年4月からは、中心市街地活性化事業等を一層推進強化するため、「都市再生推進課」が設置されました。平成24年4月からは、さらなる連携強化を図るため、「都市活性化局」が設置され、地域交通等との連携を図りながら、「都市再生課」として、中心市街地活性化に関するこの全体を統括し、活性化に向けた取り組みを進めています。</p> <p>また、全庁体制で中心市街地活性化に取り組むため、関係課による「庁内検討会議」を開催し、定期的に会議・意見交換を実施して、横断的な検討・調整を行っています。</p>																	
<h3>■守山市組織機構図</h3>  <pre> graph LR subgraph 平成20年度 [平成20年度] DEP1[都市経済部] --- BM1[建設管理課] DEP1 --- DP1[都市計画課] DEP1 --- DR1[道路河川課] DEP1 --- BD1[建築開発課] DEP1 --- AP1[農政課] DEP1 --- SG1[商工観光課] DR1 --- DRP1[都市再生推進課] end subgraph 平成24年度 [平成24年度] DEP2[都市経済部] --- BM2[建設管理課] DEP2 --- KCP2[国県事業対策課] DEP2 --- DR2[道路河川課] DEP2 --- BD2[建築課] DEP2 --- KA2[開発調整課] DAU1[都市活性化局] --- DRP2[都市再生課] DAU1 --- DTP2[地域交通政策課] DAU1 --- AP2[農政課] DAU1 --- SG2[商工観光課] end subgraph 平成25年度 [平成25年度] DEP3[都市経済部] --- BM3[建設管理課] DEP3 --- KCP3[国県事業対策課] DEP3 --- DR3[道路河川課] DEP3 --- BD3[建築課] DEP3 --- KA3[開発調整課] DAU2[都市活性化局] --- DRP3[都市再生課] DAU2 --- DP3[都市計画・地域交通課] DAU2 --- AP3[農政課] DAU2 --- SG3[商工観光課] end </pre>																	
<h3>■庁内検討会議の実施状況</h3> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>実施事項</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年12月18日</td> <td>第1回会議</td> <td> 議題 1. 中心市街地活性化基本計画の今後の取り組み方針について 2. 新計画で取り組むべき事業の各課への照会について </td> </tr> <tr> <td>平成26年1月10日～ 平成26年2月10日</td> <td>ヒアリング</td> <td> ヒアリング対象：総務課、みらい政策課、商工観光課、都市計画・地域交通課、市民病院、すこやか生活課、地域包括支援センター、高齢福祉課、こども課、環境政策課、協働のまちづくり課、文化財保護課、図書館 </td> </tr> <tr> <td>平成26年5月7日</td> <td>第2回会議</td> <td> 議題 1. 新計画の事業（案）について 2. 今後のスケジュールについて </td> </tr> <tr> <td>平成26年8月8日</td> <td>第3回会議</td> <td> 議題 1. 新計画（素案）について 2. 今後のスケジュールについて </td> </tr> </tbody> </table>			年月日	実施事項	概要	平成25年12月18日	第1回会議	議題 1. 中心市街地活性化基本計画の今後の取り組み方針について 2. 新計画で取り組むべき事業の各課への照会について	平成26年1月10日～ 平成26年2月10日	ヒアリング	ヒアリング対象：総務課、みらい政策課、商工観光課、都市計画・地域交通課、市民病院、すこやか生活課、地域包括支援センター、高齢福祉課、こども課、環境政策課、協働のまちづくり課、文化財保護課、図書館	平成26年5月7日	第2回会議	議題 1. 新計画の事業（案）について 2. 今後のスケジュールについて	平成26年8月8日	第3回会議	議題 1. 新計画（素案）について 2. 今後のスケジュールについて
年月日	実施事項	概要															
平成25年12月18日	第1回会議	議題 1. 中心市街地活性化基本計画の今後の取り組み方針について 2. 新計画で取り組むべき事業の各課への照会について															
平成26年1月10日～ 平成26年2月10日	ヒアリング	ヒアリング対象：総務課、みらい政策課、商工観光課、都市計画・地域交通課、市民病院、すこやか生活課、地域包括支援センター、高齢福祉課、こども課、環境政策課、協働のまちづくり課、文化財保護課、図書館															
平成26年5月7日	第2回会議	議題 1. 新計画の事業（案）について 2. 今後のスケジュールについて															
平成26年8月8日	第3回会議	議題 1. 新計画（素案）について 2. 今後のスケジュールについて															

(2) 守山市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

守山市議会における中心市街地活性化についての主な質疑について、以下のとおり答弁を行いました。

年月	審議の要旨
平成 23 年 12 月 定例会 (第 5 回) 本会 議	<p>(質問要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地における民間商業機能の充実に向けた方策について <p>(市長答弁要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画に基づき施設整備が着実に進んでおり、今後は、商業者の意欲を高めると共に、中心市街地の商業機能の充実に向けた取り組みを進めてまいりたい。また、中小商業活力向上施設整備費補助金等の国の補助金制度があり、銀座商店街については、議論の結果を踏まえ、支援してまいりたい。
平成 24 年 3 月 定例会 (第 1 回) 本会 議	<p>(質問要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化の進捗状況や成果、課題等について <p>(市長答弁要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画に定める全 56 事業に対し、完了した事業が 13 事業、現在取り組んでいる事業が 35 事業、検討を進めている事業が 8 事業となっています。平成 23 年度は、「守山市歴史文化まちづくり館（守山宿・町家“うの家”）」をはじめ「守山市中心市街地活性化交流プラザ（あまが池プラザ）」「あまが池親水緑地」の整備に取り組んできたところです。 ・ 平成 24 年度の取り組みについては、安心して歩ける歩行空間の確保に向けた「ほたる通りの美装化」をはじめ、「水辺遊歩道ネットワーク形成」に向け、守山川沿いに気軽に憩える小公園の整備等を通じてまちなかの回遊性を高め、にぎわいを創出することが肝要であると考えます。また、株式会社平和堂においては、「中心市街地活性化基本計画」の主旨をご理解いただき駅周辺の活性化を図ると共に、守山店が旧耐震基準であることから建て替えも含め検討していただいており、駅前の近江鉄道所有地の有効利用については、低層階に商業施設、上層階には宿泊施設を基本に中高層規模の施設を検討しております。
平成 24 年 12 月 定例会 (第 5 回) 本会 議	<p>(質問要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街活性化に関する民間事業の進捗状況や今後の取り組み方針等について <p>(市長答弁要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業の進捗状況については、守山宿・町家“うの家”及びあまが池プラザにおいてにぎわいと交流の場が創出されている。近江鉄道用地の有効活用、セルバ守山の地下の有効活用、平和堂守山の建て替え事業、銀座商店街の活性化の 4 つの民間事業については、現在所有者等により鋭意検討している。 ・ 今後の中心市街地活性化の取り組みについては、民間事業を中心とする「前計画」の延長あるいは、民間事業を中心とする「新計画」策定による推進が必要であり、今後も民間を主役に行政はそれを支えていきたい。
平成 24 年 12 月 定例会 (第 5 回) 本会 議	<p>(質問要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンパクトシティの考え方について <p>(市長答弁要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンパクトシティについては、本市では、平成 24 年 10 月、国に提出した「環境モデル都市提案書」の中で、使用しているものであり、具体的には、琵琶湖を除く市域が約 45 km²と比較的小ないこと、また平坦であるといった地理的特性を活かし、過度に自動車に依存することのない低炭素社会の実現を目指すため、路線バスの充実やバス停付近への駐輪場の設置、さらには、デマンド乗合タクシー「もりりーカー」の導入等、公共交通の充実と自転車の利用促進を軸に「コンパクトなまちづくり」をさらに充実することを意図し、使用している。

平成 25 年 3 月 定例会 (第 1 回) 本会 議	<p>(質問要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化の効果や今後の方針等について <p>(市長答弁要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「守山宿・町家“うの家”」については、開館当初は、毎月 3,000 人を超える来館者を迎える、2月末には 33,946 人の方にお越し頂いた。これらは季節毎のイベントや定期的な音楽コンサート、歴史塾やウェディングの様な新たな取り組みによるものである。 ・「中心市街地交流駐車場」の利用状況については、あまが池プラザとあまが池親水緑地のオープンに合わせ供用開始したが、概ね平均して平日には 1 日当たり 100 台以上の利用がある。 ・「商業面や歩行者・自転車通行量に関する効果」については、テナントミックス事業や官民連携の取り組み等により平成 18 年度以降 65 事業者が進出した。また、安全で魅力的で歩いて楽しい環境を整え、まち全体の魅力を高めて歩行者等の減少を食い止めている。 ・今後の方向性は、今年度から「守山まるごと活性化」に取り組み、民間事業を中心とした駅前周辺の活性化に取り組みたい。
平成 25 年 3 月 定例会 (第 1 回) 本会 議	<p>(質問要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中心市街地活性化」と「守山まるごと活性化」の関係や考え方について <p>(市長答弁要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化については、都市間競争の中で、駅前周辺が活性化しなければ市域全域の活力が失われることから、まずは、駅前周辺の活性化に取り組み、平成 25 年度からこの中心市街地活性化の考え方を全市的に展開し、「歴史資源や自然資源を活かした活性化を図る」、「街並みを整備することで魅力の向上を図る」、「人と人の絆を強化する」との考え方に基づき、市域全体の「守山まるごと活性化」に取り組みたい。 ・本市には地域資源として様々な歴史・自然資源があり、これらの地域資源を生かした活性化について地域の皆様と議論していきたい。
平成 26 年 3 月 定例会 (第 1 回) 本会 議	<p>(質問要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新計画の必要性とその取り組みの視点について。 <p>(市長答弁要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化事業が、計画目標に対して、着実な効果を挙げているものと分析しているが、市民からは、「新たなまちづくりの動きが始まっている」等、種々ご意見をいただきしており、今年度予定している計画の最終フォローアップ調査では、指標と合わせて、市民からの意見をしっかりと踏まえるなか、計画の評価・分析等の検証作業に取り組みたい。また、今後、新計画については、市民や事業者による民間主体の活性化の取り組みを柱に策定を進め、平成 27 年 3 月の認定を目指したい。
平成 26 年 3 月 定例会 (第 1 回) 本会 議	<p>(質問要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR 守山駅周辺のあり方について。 <p>(都市活性化局長答弁要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にぎわい創出を図るため、都市機能の充実と共に、誰もが歩きたくなる魅力的な景観が形成される必要があると考える。本市の財産である水と緑を有効に生かし、周囲の施設等と調和のとれた魅力ある、駅前にふさわしい空間整備が図られるよう、全体として統一感のとれた景観を誘導していく。また、こうした魅力的な環境を生かした、新たな商業サービスによる消費の拡充については、食・環境づくりと連携した、周辺飲食店舗によるヘルシーメニューや朝食メニュー等の提供や、商業者による新たな商業サービス創造の取り組み支援について、実施検討を行っていく。駅前広場については、混雑緩和対策等の交通機能の改善や、民間事業による顔づくりの誘導を図るなか、守山市の玄関口にふさわしい広場となるよう、取り組んでいく。 ・近江鉄道用地における建て替え事業においては、現行の中心市街地活性化基本計画に、立地条件の良さを活かし切れていないため、より有効な活用方針を検討する必要があると位置付けていることから、周辺開発との調整等、効果的な整備の推進が図られるよう、積極的な働きかけを行ってきた。今後も連携を密にし、効果的に整備事業の推進が図られるよう、支援していきたい。

(3) 中心市街地活性化連絡会議について

中心市街地活性化の推進を図るため、守山市、商工会議所、(株)みらいもりやま21（まちづくり会社）、守山市文化体育振興事業団が、情報共有と事業等の取り組み連携を行う必要があることから、月1回程度の頻度で連絡会議を開催しています。平成26年度からは、守山市文化体育振興事業団が新たに加わりました。

■ 中心市街地活性化連絡会議メンバー表

1	市長	12	商工会議所 会頭
2	副市長	13	商工会議所 専務理事
3	守山市政策調整部長	14	(株)みらいもりやま21 代表取締役社長
4	守山市総務部長	15	(株)みらいもりやま21 マネージャー
5	守山市都市経済部長	16	(株)みらいもりやま21 アドバイザリーフェロー
6	守山市都市活性化局長	17	文化体育振興事業団 理事長
7	守山市都市活性化局次長	18	文化体育振興事業団 専務理事
8	守山市商工観光課長		
9	守山市都市再生課長		
10	守山市都市再生課参事		
11	守山市都市再生課主任		

(4) CS会議

中心市街地の活性化に向けたイベント等に関する情報交換・共有、調整・協力を図るため、守山市、商工会議所、観光物産協会、(株)みらいもりやま21の担当者等が集まり、平成26年3月以降、月2回程度の頻度で会議を開催しています。

「CS」は「Customer Service」「Chushin Shigaiichi」の略称です。

■ CS会議参加団体名

1	(株)みらいもりやま21
2	商工会議所
3	観光物産協会
4	守山市

(5) まちづくり会社の設立

本市には、中心市街地活性化に向けた事業を市民と協働で実施していくためのまちづくり会社「株式会社みらいもりやま21」が平成20年9月に設立されました。

「株式会社みらいもりやま21」は、行政が中心に実施する「都市インフラの整備」や「行政サービスの充実」と、市民や商業者等が中心に実施する「にぎわい創出の取り組み」を、応援・補完・調整するためのタウンマネジメント組織として、民間のノウハウを活かし、市民・事業者等との協働の立場から、中心市街地活性化に必要なハード・ソフト事業に取り組んでいます。

■会社概要

商 号	株式会社みらいもりやま21
所 在 地	滋賀県守山市守山一丁目8-7
資 本 金	5,225万円（出資された財産の全額を成立後の資本金の額とする。）
創立総会	平成20年9月5日開催

■事業目的

(1) 中心市街地活性化に向けた中核事業

会社設立後、5年間における前半の拠点づくりとして地域活性化施設（市設置）を活用し「中山道の町家活用による商業施設の整備」に取り組みます。中山道守山宿の持つ歴史資源の活用と共に、町家や蔵を整備するなか地産地消をテーマにしたにぎわい施設（飲食店や物販店等）を守山市の歴史文化の拠点と併設することにより効果的に取り組みを実施します。

また後半の拠点づくりとしては同様に地域活性化施設（市設置）を活用し「親水公園付近での商業施設の整備」に親水公園と統一性を持たずなか取り組み、中心市街地の核となる事業の実施に取り組みます。

その他、地域の特長を活かした「健康福祉事業やエコ・環境事業」の実施を併せ取り組みます。

(2) 経営安定のための収益事業

事業を展開していくうえでは、安定した収益を確保していく必要があり、広告事業（街路灯等へのバナー広告設置・HPへのバナー広告掲載）、民間施設や公共施設の管理受託運営等に取り組みます。

(3) その他事業

その他事業の取り組みとして、イベント・PR事業、新たに店舗を誘致する外部投資誘導事業、空店舗対策事業、市民との協働のためのプラットフォームづくり、情報発信、商業者等に対するまちに関するデータの提供、まちづくりに関する調査研究等を実施します。

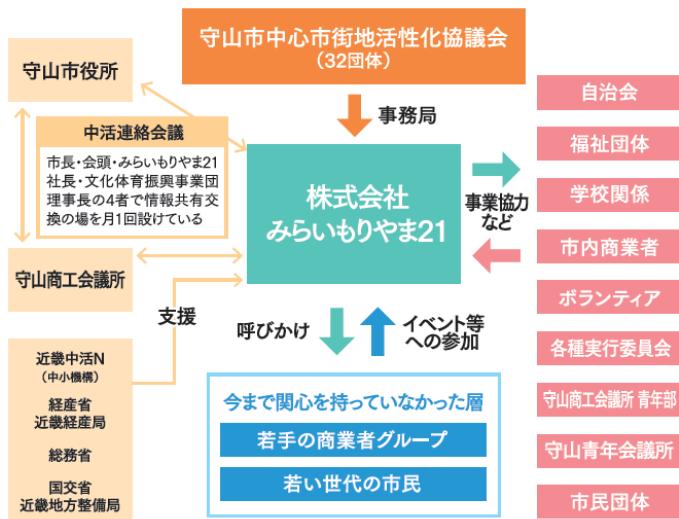
■設立時の株主数及び発行株式

株主数	173名	(内訳)	発起人	9人
		募 集	法人株主	42社・個人株主 122人
設立時発行株式数	1,045株	(5,225万円)	(内訳)	発起人引受けによるもの 375株(1,875万円)
			募集によるもの	670株(3,350万円)

■取締役及び監査役について（平成26年9月時点）

代表取締役社長	大崎 裕士	(大崎設備工業株式会社)
取締役	山倉 雅雄	(株式会社マサキヨーポレーション)
取締役	鵜飼 重樹	(うかい自動車株式会社)
取締役	新谷 文孝	(新谷労務管理事務所)
取締役	葭本 勝利	(株式会社葭本ダンボール)
取締役	大崎 次郎	(守山市役所)
監査役	南井 哲	(南井哲税理士事務所)
監査役	久保田 真也	(株式会社滋賀銀行)
相談役	清原 健	(株式会社清原)

様々なまちづくり団体のパイプ役、引き立て役として活躍しています。



みらいもりやま21の変遷

- 平成19年7月 守山市、守山商工会議所、中心商店街の代表者らにより、第1回中心市街地活性化推進委員会を開催
- 平成20年9月 株式会社みらいもりやま21(まちづくり会社)設立
- 平成20年11月 第1回守山市中心市街地活性化協議会開催
- 平成21年3月 内閣府より守山市中心市街地活性化基本計画認定
- 平成21年5月 ふるさと雇用により、3名のプロパー社員を雇用
- 平成21年6月 みらいもりやま21第1回株主総会開催
- 平成23年5月 みらいもりやま21本社事務所移転
- 平成23年10月 経済産業省戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費交付決定(うの家テナントミックス)
- 平成24年1月 守山市歴史文化まちづくり館指定管理開始
- 平成24年7月 守山市中心市街地活性化交流プラザ指定管理開始
- 平成25年5月 経済産業省中心市街地魅力発掘・創造支援事業費交付決定(セレバ守山地下施設整備)
- 平成26年2月 セレバ守山地下施設「チカラ守山」オープン

Mirai Moriyama21

受賞歴

みらい
もりやま21

様々な取り組みの中で、賞をいただきました。

平成24年3月27日

**第4回京信・地域の絆づくり大賞
保存・活用・再生賞受賞**




第4回の京信・地域の絆づくり大賞テーマ「残そう町家・守ろうコ
ミュニティ」に弊社が守山市歴史文化まちづくり館(守山宿・町家
うの家)について、「町家」を保存・活用・再生して次代へ継承し
ようという取り組みで応募させていただいた結果、約60組の応
募の中から、「保存・活用・再生賞」を受賞いたしました。

平成25年

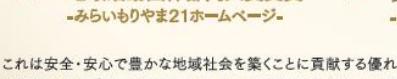
**第2回ふるさとウェディングコンクール
審査員賞受賞 -守山宿・町家うの家-**




美しい景観、郷土料理、伝統工芸品…など、地域ならではの魅力
を活かしながら、子供たちを含め多くの人達の祝福を受けつつ、感動
で満たされる市民参加型の挙式スタイル「ふるさとウェディング」の
普及を目的に観光庁、総務省後援のもと、全日本ブライダル協会
が主催するコンクールにて、「うの家」で弊社の協力のもと、開催
された挙式が審査員賞を受賞しました。

平成23年6月

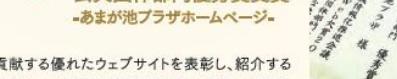
**滋賀Web大賞2011
地域活動団体部門入賞受賞
-みらいもりやま21ホームページ-**

これは安全・安心で豊かな地域社会を築くことに貢献する優れたウェブサイトを表彰し、紹介する事により、ウェブコンテンツの充実、ITの利活用の推進および滋賀の魅力ある情報発信の強化を図ることを目的として滋賀県が開催したものです。

平成25年6月

**滋賀Web大賞2013
公共団体部門優秀賞受賞
-あまが池プラザホームページ-**

みらいもりやま21が関わった様々な取り組み

ほたる探検紀行(バル)



平成22年6月「ほたるバーク & ウォーク」と同時に、バルイベントを初開催。毎年、市内の約60店舗が参加し、平成26年6月に第5回を実施。

もりやま100円商店街



平成22年12月「もりやまいち」と同時に初開催。当日は通行量が通常の5倍となり、まちの至るところに行列がでました。

まちゼミ



平成23年1月に商工会議所による初開催に協力。平成25年10月には第4回を開催。平成24年より、草津、栗東、野洲を加えた4市で合同開催となっています。

3事業はすべて、滋賀県初の開催であり、新聞等でも取り上げられ大きな話題となり、守山が動き出したというイメージづけに貢献できました。

中山道守山宿ひなめぐり



毎年、2月下旬から3月上旬にかけて、中山道の町家や商店の方に呼びかけ、ひな人形を飾っていただき、それをマップにして巡っていただけます。



和っと守山中山道



守山市商工観光課からの委託事業として、中山道のにぎわいづくりのため、平成21年より毎年秋に実施しています。昨年、守山市民新聞の協賛で「和のフォトコン」をおこないました。写真はグランプリ作品です。

お化け屋敷



市民の団体「TEAM mega」「NPO滋賀ものづくりネット」により、平成25年より毎年7月にあまが池プラザにて開催されています。



町家歴史塾



うの家の南蔵を使って、定期的に歴史講座を開催しています。守山や中山道にゆかりのある人物や出来事をテーマに、様々な講師を呼びます。



事務所の移転

個人宅であった建物を地主様の協力により、市の「中山道守山宿なみ景観づくりに係る補助金」を活用し改修しました。手前は「和奏」(ふくさのブランドショップ)、奥が本社事務所となっています。



[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	
中心市街地活性化協議会については、法第 15 条第 1 項の規定に基づき、基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、平成 20 年 11 月 20 日に、守山市中心市街地活性化協議会を設置しました。	
その後、平成 26 年 8 月までに 16 回開催し、活性化事業の進捗状況についての報告、基本計画の変更等について協議を重ねてきました。また、前計画の延長や新計画策定等の方針についても検討してきました。	
■新計画に関する意見（平成 27 年 1 月諮問）	
平成 27 年 1 月 23 日	
<p>守山市長 宮 本 和 宏 様</p> <div style="text-align: center;">  <p>守山市中心市街地活性化協議会 会長 及川 清</p> </div>	
第 2 期守山市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見について（答申）	
<p>平成 27 年 1 月 23 日付け守都第 10 号で諮問のあった標記の件について、審議した結果、下記のとおり答申します。</p>	
記	
<p>1. 第 2 期守山市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見について</p>	
<p>異議なし</p>	
<p>ただし、下記事項について、十分配慮していただくことを要望いたします。</p>	
<p>(1) JR 守山駅周辺地区活性化整備計画による民間事業の推進に向け、官民の連携を密にし、積極的な支援をお願いしたい。</p>	
<p>(2) 活性化の波及効果をより高めるために、中心市街地活性化計画区域と市域全域が連携できるよう取り組んでいただきたい。</p>	

■ 中心市街地活性化協議会の構成員

平成 29 年 8 月現在

No.	役職	所属団体	職名	委員名
1	会長	立命館大学	教授	及川 清昭
2	副会長	守山商工会議所	会頭	清原 健
3	副会長	株式会社みらいもりやま 21	代表取締役社長	大崎 裕士
4	副会長	守山市自治連合会	会長(幸津川自治会中洲学区長)	伊藤 五作
5	副会長	守山市商店街連盟	会長	堀井 隆彦
6	副会長	守山市観光物産協会	会長	中西 隆彦
7	監事	旭化成株式会社守山製造所	守山製造所長	榎園 博文
8	監事	守山市金融協議会 (滋賀銀行)	幹事	四方 清文
9	構成員	守山銀座商店街振興組合	理事長	北田 照夫
10	構成員	ほたる通り商店街	会長	新野 富美夫
11	構成員	中央商店街	会長	堀井 隆彦
12	構成員	銀座一番街	会長	田野 真一
13	構成員	株式会社平和堂	店長	園田 高士
14	構成員	公益社団法人守山青年会議所	理事長	藤本 進矢
15	構成員	おうみ富士農業協同組合	代表理事理事長	西田 直樹
16	構成員	近江守山ライオンズクラブ	会長	藤本 一矢
17	構成員	守山ロータリークラブ	会長	杉江 文雄
18	構成員	西日本旅客鉄道株式会社	野洲駅長	大島 三郎
19	構成員	日本貨物鉄道株式会社 事業開発本部関西事業開発支店	副支店長	高野 賢一
20	構成員	近江鉄道株式会社 あやめ営業所	所長	近藤 宏二
21	構成員	近江タクシー株式会社 守山営業所	所長	山口 晃弘
22	構成員	守山タクシー株式会社	代表取締役	三品 勝裕
23	構成員	日本郵便株式会社 近江守山郵便局	局長	長谷川 誠
24	構成員	社会福祉法人守山市社会福祉協議会	会長	本城 真佐一
25	構成員	守山市文化体育振興事業団	常務理事	田井 繁好
26	構成員	緑のもりやまを創る会	会長	小林 均
27	構成員	中山道守山宿歴史文化保存会	会長	川端 美臣
28	構成員	NPO 法人びわこ豊穣の郷	理事長	金崎 いよ子
29	構成員	これから行動隊	代表 笠原 吉孝 代理 細谷 卓爾	笠原 吉孝
30	構成員	滋賀県南部土木事務所	所長	村井 孝義
31	構成員	守山市	副市長	川那辺 守雄
32	構成員	守山商工会議所	専務理事	松永 之和
33	構成員	近江鉄道株式会社 不動産部	部長	和辻 勉
34	構成員	株式会社平和堂 開発部	開発一課長	田中 義雄
35	構成員	セルバ守山店舗等部会	副部会長	山口 常夫
36	構成員	セルバ SEED	会長	太田 智真

37	構成員	元町商店街		林 忠広
38	構成員	守山商工会議所 青年部	会長	今井 貴善
39	構成員	チカ守山	総支配人	岡田 和也
40	構成員	すこやかもりやま実現隊	代表	村上 瞳
41	構成員	勝部自治会	自治会長	小嶋 宣秀
42	オブザーバー	守山警察署	地域課長	重松 洋二
43	オブザーバー	中小機構近畿本部	地域振興課課長	根来 義将
44	オブザーバー	滋賀県立成人病センター	滋賀県病院事業庁経営管理課 課長補佐	薮内 路也

■ 中心市街地活性化協議会の開催状況

	年 月 日	議 事 内 容
1	平成 20 年 11 月 20 日	・中心市街地活性化協議会設置規約(案)承認について ・中心市街地活性化協議会役員選任について ・中心市街地活性化基本計画(案)の策定状況について
2	平成 20 年 12 月 12 日	・中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見について
3	平成 21 年 4 月 20 日	・認定中心市街地活性化基本計画について ・守山市が取り組む中心市街地活性化事業の概ねのスケジュールについて ・平成 20 年度事業報告 ・平成 21 年度活動方針(案)並びに収支予算(案)について
4	平成 21 年 10 月 29 日	・平成 21 年度中心市街地活性化事業の中間報告と今後の取り組みについて ・まちづくり会社「㈱みらいもりやま21」経過並びに事業報告 ・タウンマネージャーの決定について ・調査、研修事業「近畿中心市街地活性化ネットワーク研究会」について ・先進地視察研修会の実施について
5	平成 22 年 2 月 19 日	・中心市街地活性化事業の取り組みについて ・中心市街地活性化基本計画の一部変更について ・中心市街地活性化協議会研修について
6	平成 22 年 7 月 6 日	・平成 21 年度事業報告及び会計報告について ・平成 22 年度事業計画(案)及び予算(案)について ・中心市街地活性化事業の取り組みについて
7	平成 22 年 11 月 12 日	・歴史文化拠点の整備方針について ・中心市街地活性化基本計画の一部変更について ・中心市街地活性化事業等の取り組みについて
8	平成 23 年 10 月 27 日	・平成 22 年度事業報告及び会計報告について ・平成 23 年度事業計画(案)及び予算(案)について ・中心市街地活性化事業の取り組みについて
9	平成 24 年 3 月 16 日	・平成 23 年度予算執行見込及び平成 24 年度予算見込について ・中心市街地活性化事業の取り組みについて ・主な事業の取り組みについて ・中心市街地活性化協議会事務局支援事業について
10	平成 24 年 5 月 25 日	・平成 23 年度収支決算及び平成 24 年度予算(案)について ・中心市街地活性化事業の取り組みについて ・中心市街地活性化基本計画の一部変更について ・主な事業の取り組みについて
11	平成 25 年 2 月 19 日	・平成 24 年度予算執行見込及び平成 25 年度予算(案)について ・中心市街地活性化事業の取り組みについて ・中心市街地活性化基本計画の一部変更について ・今後の中心市街地活性化の取り組みについて
12	平成 25 年 4 月 26 日	・平成 24 年度収支決算及び平成 25 年度予算(案)について ・中心市街地活性化基本計画の一部変更について ・中心市街地活性化事業の取り組みについて ・主な事業の取り組みについて
13	平成 25 年 8 月 20 日	・今後の取り組み方針について ・中心市街地活性化基本計画の一部変更について ・中心市街地活性化事業の取り組みについて

14	平成 25 年 11 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画の一部変更について ・中心市街地活性化事業の今後の取り組み方針について
15	平成 26 年 5 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度収支決算及び平成 26 年度予算(案)について ・新計画の取り組み概要について
16	平成 26 年 8 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・新計画(案)について ・JR 守山駅周辺地区活性化整備計画策定の取り組みについて ・県立成人病センターへの協議会オブザーバーの就任依頼及び今後の構成員について
17	平成 27 年 1 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 守山駅周辺地区活性化整備計画について ・第1期守山市中心市街地活性化基本計画の一部変更について ・第2期守山市中心市街地活性化基本計画(案)について ・守山市中心市街地活性化協議会構成員の見直しについて
18	平成 27 年 5 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度収支決算および平成 27 年度予算(案)について ・第 1 期守山市中心市街地活性化基本計画の総括および今後の取り組みについて ・守山駅前の顔づくり事業(近江鉄道ビル建て替え事業)について ・分科会(商店街ワークショップ)について ・セルバ守山地下施設整備事業フォローアップについて
19	平成 27 年 10 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・近江鉄道株式会社 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画認定申請について ・守山市中心市街地活性化基本計画の一部変更および火まつり交流館整備事業について ・視察研修会(案)について ・守山一里塚活性協議会について ・健康・医学を考える事業について ・もりやまバルについて
20	平成 28 年 2 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度事業計画及び予算(案)について ・中心市街地活性化基本計画における民間事業の取り組みについて ・ルシオールアートキッズフェスティバルについて ・視察研修会について ・中山道賑わい創出事業について
21	平成 28 年 8 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度決算について ・守山市中心市街地活性化基本計画の変更について ・中心市街地商業活性化診断・サポート事業(プロジェクト型)申請について ・中心市街地活性化基本計画における民間事業等の取り組みについて ・公益社団法人守山青年会議所からの活動報告について ・ココカラフェス開催について
22	平成 29 年 2 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度事業計画及び予算(案)について ・第2期中心市街地活性化基本計画における民間事業等の進捗について ・健康と予防医学を考える事業「ココカラ Fes」について ・勝部自治会火まつり交流館事業について ・守山市中心市街地活性化基本計画の変更について ・美賀未来ビル建て替え事業について
23	平成 29 年 6 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度収支決算について ・守山市中心市街地活性化基本計画の一部変更について ・第2期中心市街地活性化基本計画の事業進捗について ・健康と予防・医学を考える「ココカラFes」について ・勝部自治会火まつり交流館整備事業について
24	平成 30 年 2 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度事業計画及び予算(案)について ・第2期中心市街地活性化基本計画における民間事業等の進捗について ・全国中山道宿場会議守山宿大会について
25	平成 30 年 8 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・守山市中心市街地活性化基本計画の一部変更について

中心市街地活性化協議会は、株式会社もりやま 21 が事務局を担っており、商工会議所と株式会社もりやま 21、市の 3 団体の負担金により運営されています。

中心市街地活性化協議会の中には、前計画の取り組みの成果や今後の中心市街地活性化のあり方等について検討するための下部組織として「中心市街地活性化協議会 検討委員会」を設け、様々な検討を行ってきました。(詳細については 48, 49 頁参照)

■ 中心市街地活性化協議会 検討委員会の開催状況

	年 月 日	議 事 内 容
1	平成 25 年 4 月 24 日	・中心市街地活性化基本計画の検証 ・中心市街地活性化についての意見交換
2	平成 25 年 5 月 22 日	・市の実施予定事業の紹介 ・今後の取り組み(案)
3	平成 25 年 6 月 21 日	・中心市街地活性化の事例紹介 ・守山市のまちづくり方針について
4	平成 25 年 7 月 29 日	・これまでの取り組み状況について ・中心市街地の今後の取り組み方針について

■ 中心市街地活性化協議会 検討委員会の構成員

商店街組織代表者、商店主、まちづくり会社、まちづくり系N P O法人代表者、学識経験者、商工会議所、守山市

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	
(1) 客観的現状分析、ニーズ調査に基づく事業・措置の集中実施	
①前計画に基づく計画実施等について	
「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」	
[4] 中心市街地の活性化に向けたこれまでの取り組みと評価	
[6] 中心市街地の活性化に向けた課題の整理	
[7] 中心市街地活性化の基本方針	
において、前計画に基づくこれまでの取り組みの評価や成果、反省すべき点を整理しています。	
②統計的なデータ等による地域の現状等に関する客観的な把握・分析について	
「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」	
[1] 守山市の概要	
[2] 中心市街地の概況	
[3] 中心市街地の現状分析	
において、地域の現状等について、統計的なデータを含めて把握・分析しています。	
③地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析について	
「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」	
[5] 地域住民のニーズ等の把握	
において、アンケート・ヒアリング調査によって、地域住民ニーズを把握・分析しています。	

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整について

○市民・学生等との連携

■龍谷大学との連携

平成23年には、龍谷大学と市の間で「連携協力に関する協定」を締結し、中山道街道文化交流館を主な活動拠点として地元自治会と連携するなか、ストックウォーキング等の取り組みを進めてきました。



■立命館大学との連携

平成24年に大学地域連携課題解決支援事業として、立命館大学教授及び研究室の院生を中心に、㈱みらいもりやま21、市等と連携するなか、「守山宿・町家“うの家”」を活かしながら歴史文化を広く理解するための機能のあり方等について、共同で検討・提案しました。



■立命館守山高等学校との連携

平成24年には、立命館守山高等学校の学生により、商店街の空店舗を活用しながら、「東日本大震災」の復興支援として東北地方に関係する商品等を販売することを通して、店舗経営の難しさ等を体験しました。

■全国中学校社会科教育研究大会

平成26年11月には、全国中学校社会科教育研究大会の公民的分野として、守山市立守山南中学生による守山市の中心市街地活性化の取り組みに対する評価及び今後に向けた事業提案が公開授業として行われました。

公開授業に向けての事前の調査・分析の授業において、商店街、環境、歴史文化の関係者、みらいもりやま21マネージャー、市職員がゲストティーチャーとして授業に参加し、「みらいのもりやま」を背負う次世代の生の意見を聞き取りしました。

公開授業では、守山市立守山南中学生による第2期中活の提案事業として、「セルバ パワーアップ計画」が提案され、今後、中学生、関係者が一丸となりこの事業に取り組んでいきます。

○民間事業者との連携

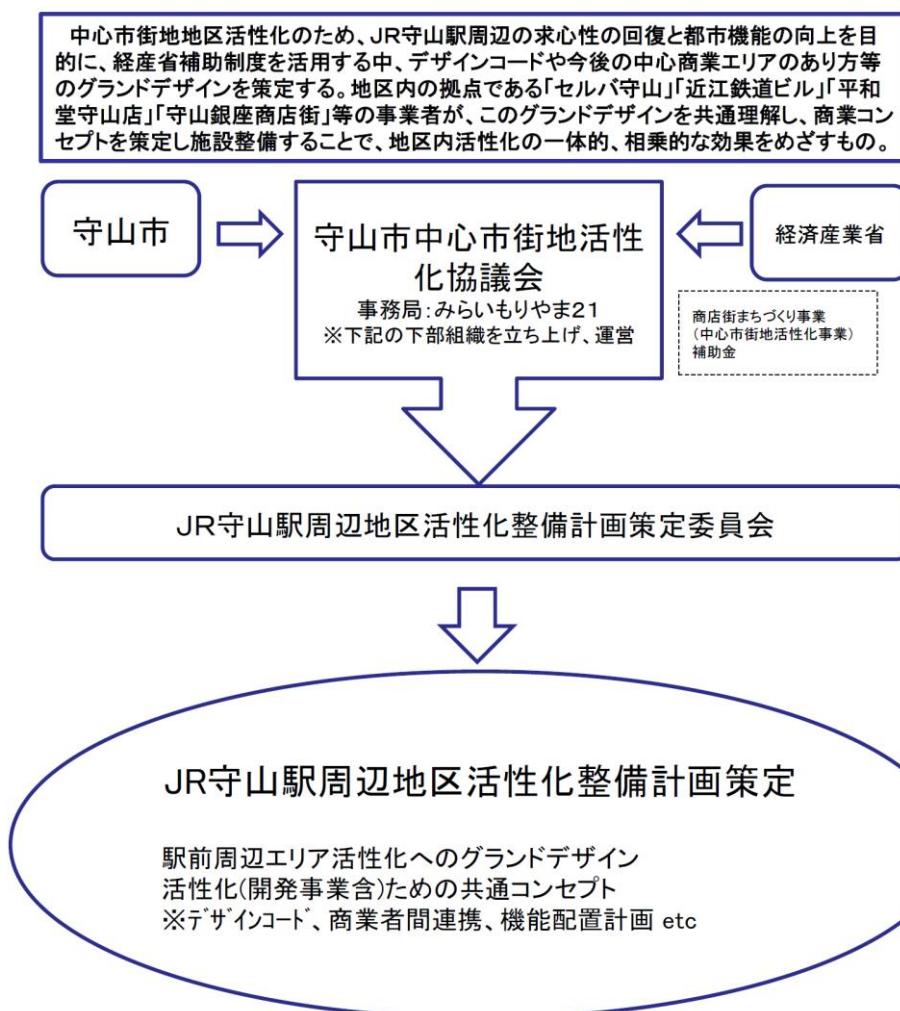
■グランドデザインに基づいたまちづくり

JR 守山駅周辺地区に位置し、集客の核となっている民間施設（守山銀座商店街ビル、近江鉄道ビル、平和堂守山店、セルバ守山）では、それぞれの事業者による建て替えやリニューアルに向けた準備が進められています。

これらの民間事業の実施に当たっては、JR 守山駅周辺地区の現状整理・課題抽出を行った上で、地区全体のグランドデザイン、コンセプトを作成し、これに基づいて整備を進めていくことによって、一体的・相乗的に効果を上げていくことが望まれます。

そのため、建て替え等に向けて動き出している事業者間で連携を強め、各施設の魅力化を図ると共に回遊性を高め、地域一体としてさらなるにぎわいを創出するため、守山市中心市街地活性化協議会がJR守山駅周辺地区の現状を整理して課題を抽出し、地区全体のグランドデザイン、コンセプトの作成に取り組んでいます。

「セルバ守山」「近江鉄道ビル」「平和堂守山店」「守山銀座商店街」等 民間事業推進スキーム(案)



◆JR 守山駅周辺地区の構成

方針案

- ・各開発エリアの場所性(地域性、拠点性)を考慮して機能を分配(平和堂建替エリアが連携を高めるエリア)
- ・開発規模に応じて機能配置
- ・あわせてまちなか居住(年間70戸程度)を促進し、昼間の人通りを確保

① JR守山駅前エリア

地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前で拠点性、集客性が高い ・近江鉄道用地で有効活用計画中 ・セルバ1、2階でテナント展開の可能性を検討中
エリアコンセプト	<p>・広域的な視点で駅前の拠点性を活かし情報発信を行うとともに市内外の交流を図り、守山の顔としてアイデンティティを高めるエリア</p>
導入機能	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信、窓口機能(案内、誘導を含む) ・居住機能 ・都市利便機能
各導入機能(施設例)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信、窓口機能(総合案内所の強化、行政窓口サービスなど) ・都市利便機能(図書館分館、本屋、飲食店、フードコート、フィットネス、ATMなど) ・居住機能 ・宿泊機能

拠点性の高いエリア

不特定多数

・広域集客

② 平和堂建替エリア

地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ・駅から徒歩5分、大手スーパーが立地(3階は床貸、4階はレンタルスペース) ・駅前と守山銀座の中間エリア ・駐車場の地域利用度が高い ・周辺でマンション建設が進行 ・建替え検討中(スーパーは規模拡大)、その他は未定
エリアコンセプト	<p>・来訪者と居住者の交流の場としてにぎわいを創出し、あわせて①と③との連携を高めるエリア</p>
導入機能	<p>特徴: 多様な施設規模対応が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活サポート機能 ・駅前と守山銀座の補完機能(大規模施設、駐車機能等を含む) ・居住、教育機能(専門学校等)、文化・イベントスペースの配置
各導入機能(施設例)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活サポート機能(食料品店、ドラッグストアなど) ・大規模施設(プール付フィットネス、地域包括支援センター、医療系専門学校など) ・補完機能(食育学習ルーム【予防医学講座等の開催】、駐車場など)

連携を高めるエリア

③ 守山銀座再開発エリア

地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ・駅から徒歩10分、小規模店舗が立地 ・充実した歴史環境が隣接 ・教育施設や自然環境が充実 ・準備会にて再開発計画中
エリアコンセプト	<p>・地域特性を活かし開発規模に対応する上質で志向性の高い商業や良好な居住推進を図り地域アイデンティティを高めるエリア</p>
導入機能	<p>・地域性を活かし個性化(自然、健康、趣味性等)に富んだ商業機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住、社会福祉機能
各導入機能(施設例)	<ul style="list-style-type: none"> ・個性化機能(自然・健康食品、オーガニックレストラン・カフェなど) ・趣味性の高い機能(料理教室、アートマテリー、ガーデニングストアなど) ・居住、社会福祉機能など

特定者利用
・近隣集客

地域性の高いエリア



■ 3つの核的施設を結んだ「トライアングルゾーン」を中心としたまちづくり

一施設の集客力が向上しても、それだけではまちのにぎわいは生まれないため、複数施設の魅力を高めることに加え、それらを回遊してもらうための仕組みづくりが重要となります。

そのため、中心市街地における3つの拠点施設（守山宿・町家“うの家”、あまが池プラザ、セルバ守山）を結んだ駅前から銀座通り、中山道、ほたる通りのトライアングルゾーンを中心に、これら拠点施設が連携したイベントを実施すること等により、回遊性の向上を図り、中心市街地全体の活性化につなげていくことを目指します。

■ 3種の神器の実施

株式会社みらいもりやま、守山商工会議所、商店街、商店主、団体等が連携し、滋賀県内でもいち早く、いわゆる3種の神器（「守山100円商店街」、「もりやまバル」、「まちゼミ」）を平成22年度から開催すると共に、これまでの取り組みを連携して一体的な取り組みに発展させ、にぎわいの創出に取り組んでいます。

◇守山100円商店街

各個店がそれぞれのこだわりの100円の商品を出品する「守山100円商店街」を県内で初めて、平成22年12月に開催しました。また、第1回は「もりやまいち」、第2回は「まちなか軽トラ市」等と連携して同日に開催する等、相乗効果を上げていくことにより、中心市街地全体におけるにぎわいを創出しています。

県内初!!

第1回『守山100円商店街』開催

各個店の商売に直結させる新しい商店街活性化事業として100円商店街
が12月23日(木・祝)、守山駅前一帯で開催されます。



100円商店街とは

商店街全体を1軒の100円ショップに見立て、各店頭にこだわりの100円
コーナーを設置するものです。



お買い得な商品や、クスッと笑える楽しいサービスなど、各店舗がこだわった100円商品を揃えていますので、お気軽にご来店ください。

会場案内図



もりやまいちと同日開催

■日時 12月23日(木・祝)午前10時～午後3時
※各店舗、100円商品が無くなり次第、終了です。

※当日は駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

■場所 守山駅前一帯

■参加店舗 約80店舗 ※参加店は入口にのぼりがでています。

■問い合わせ 株式会社みらいもりやま 21☎ (514) 8321

◇もりやまバル

参加店舗が連携し、共通チケットにより飲み歩きできる「もりやまバル」を平成 22 年 11 月から開催しています。駅前周辺のイルミネーションである「もりやま冬ホタル」の点灯式や、「ほたる探検紀行」としてホタルパーク＆ウォークと連携しながら開催する等、相乗効果を上げていくことにより、中心市街地全体におけるにぎわいを創出しています。



ほたる探検紀行

◇まちゼミ

商店主等が講師となり、これまで商いで培った専門知識を受講者（お客様）に無料で提供する少人数形式の講座イベントである「まちゼミ」を平成 23 年 2 月から定期的に開催しています。

お店の特徴を知っていただき、お客様とのコミュニケーションを図ることで、信頼関係を築くことを目的としています。

平成 26 年度には、こどもを対象とした「まちゼミキッズ」を開催しました。平成 26 年 7 月開催の第 2 回では、あまが池プラザ、あまが池親水緑地公園、銀座商店街を会場に実施しました。参加店舗の協力により、330 名のこども達が、雑貨屋さん、金物屋さん、携帯屋さん、飴菓子屋さん、ダンス教室、ネイルサロン、プリントショップ、ロボット教室の 8 つの店舗を舞台に、それぞれのお店の仕事を体験しました。



■中心市街地活性化連絡会議、CS会議の開催

平成 23 年度より、株式会社守山商工会議所、守山市文化体育振興事業団（平成 26 年度より参画）、市のトップが、月に一度、連絡会議を開き、調整を図るなか、中心市街地の活性化に向け、取り組んでいます。

また、担当者間においても、平成 25 年度より、株式会社守山商工会議所、守山市観光物産協会、市の担当者が定期的に会議（CS会議）を開催し、連絡調整を図りながら、効率的、効果的に活性化に向けて取り組んでいます。

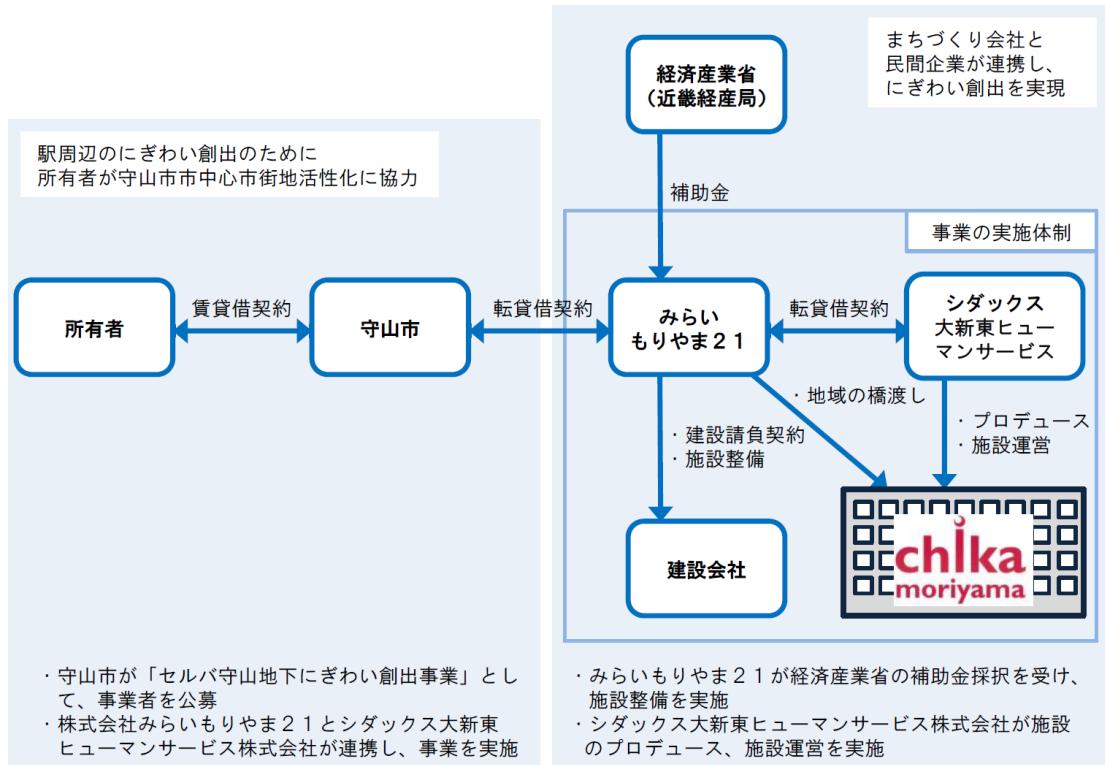
■スタンプラリーの実施

民間事業者等の連携によるスタンプラリーを、100 円商店街やポンテリカ、その他のイベントと合わせて実施し、相乗効果を上げていくことにより、回遊性の向上を図り、にぎわいを創出しています。



■セルバ守山地下にぎわい創出事業

平成 26 年 2 月には、所有者である㈱平和堂と、市、㈱みらいもりやま 21、シダックスグループが連携して完成させた「チカ守山」がオープンし、活用されていなかった地下の空店舗が解消され、さらには相乗効果により、1・2 階の部分についても、地権者により活性化に向けて検討する動きが出てくるなど、活性化に向けた機運が高まってきています。



セルバ守山地下にぎわい創出事業のスキーム

■滋賀まちづくりフォーラム

平成 26 年 7 月には、相互連携・協働化による「共生（ともいき）社会」の実現を目的に、滋賀県内の各まちづくり会社が中心となった全国初の県域まちづくり会社組織である「滋賀まちづくりフォーラム」が設立されました。本市では㈱みらいもりやま 21 が参加し、市内だけではなく、県内のまちづくり会社と連携・協力するなか、相乗効果による活性化に取り組んでいます。

■近畿中心市街地活性化ネットワーク研究会

近畿圏で中心市街地活性化に取り組む自治体、まちづくり会社、協議会による課題・情報の共有化、意見交換及び解題解決策の研究を行うことを目的とした「近畿中心市街地活性化ネットワーク研究会」に市、㈱みらいもりやま 21、守山商工会議所が積極的に参加し、他地域の先進事例や課題解決策を学び、本市の活性化に向けた取り組みの参考としています。

■指定管理者制度の導入

民間事業者のノウハウを活かして公共施設をより有効活用するため、前計画に基づいて整備したあまが池プラザと守山宿・町家“うの家”について指定管理者制度を導入しています。その結果、市民ニーズを踏まえた運営が進められ、利用者は増加し続けています。

■中心市街地振興イベント支援事業補助金

平成 21 年度より、中心市街地の活性化及び交流人口の増大を図るため、商店街等が行うイベント事業に対し、市が中心市街地振興イベント支援事業補助金を交付しています。

平成 25 年度までに、イベント補助金を活用し、民間が主体となった様々な魅力あるイベントが 11 件（平成 21 年度 2 件、平成 23 年度 4 件、平成 24 年度 2 件、平成 25 年度 3 件）実施されており、中心市街地活性化に大きく寄与しています。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の考え方

都市計画マスタープランでは、『「中心商業拠点」「観光リゾート拠点」「市民交流ゾーン」の3つの都市機能が集積した拠点を設け、それぞれの特性を活かした施設整備を促進します』との考え方を記載しています。

このうち、「中心商業拠点」が中心市街地の区域に該当しています。「中心商業拠点」においては、以下のような方針を掲げています。

JR 守山駅周辺において、街並みの再生を図り、本市の玄関口及び中心商業地としてふさわしい、市民や訪れた人々が交流する拠点を形成します。また、小河川を活かし、街なか居住を基本に、「歩く」、「会う」、「憩う」をキーワードに、にぎわいと活力ある市街地を形成し、核となる文化・医療・福祉施設や生活者の利便性の向上に資する施設の整備推進を図ります。

中山道沿道については、歴史的な街並みの保全を推進すると共に、景観上重要な建築物等の保全を推進します。

また、守山学区のまちづくりの将来像における土地利用の方針については、以下のようことを掲げています。

JR 守山駅周辺に本市の中心市街地を位置づけ、商業・業務施設に加え、文化・医療・福祉施設等の多様な都市機能の集積を図ります。また、歩いて暮らせるまちづくりを推進すると共に、既存商業施設の活用促進等、中心商業地の活性化を図ります。

[2] 都市計画手法の活用

(1) 準工業地域における大規模集客施設※の立地の制限

持続可能なまちづくりの推進に向けて、中心市街地における都市機能の集積を図ることが必要です。土地利用状況から見て、準工業地域での大規模集客施設の立地は中心市街地に大きな影響を与えることが考えられます。そのため、都市機能の適正立地を目的として、大規模集客施設制限特別用途地区を追加変更しました。

■大津湖南都市計画特別用途地区の変更

- ・地区の種類：大規模集客施設制限特別用途地区
- ・面 積：約 22.8ha
- ・備 考：守山市内の準工業地域

■大規模集客施設の立地規制に関するスケジュール

項目	年 月 日
公聴会の開催	平成 20 年 4 月 19 日
計画案の縦覧	平成 20 年 5 月 1 日～平成 20 年 5 月 15 日
守山市都市計画審議会	平成 20 年 6 月 3 日
条例の公布日	平成 20 年 6 月 29 日
決定・告示	平成 20 年 8 月 1 日
条例の施行日	〃

* 大規模集客施設とは、店舗、飲食店、展示場、遊技場、劇場、映画館、演芸場、勝ち馬投票券発売所、場外車券売場等で延床面積が 1 万 m²を超えるものです。

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 都市機能の適正立地

[2] 都市計画手法の活用（前頁）を参照

(2) 既存ストックの有効活用

歴史的資源を活かしたまちづくりを推進するため、中山道を中心に景観保全や町家の有効活用を進めています。

■ 中山道の街並み保全の取り組み

中心市街地内には中山道が通っており、その沿道には築 100 年を超える町家等が存在する等、歴史的街並みが残っています。

この貴重な街並みを保全するため、平成 11 年度に「中山道守山宿まちづくり協議会」が設置され、街並みの保全に向けた検討が進められています。平成 20 年 2 月には、中山道沿道の景観保全を目的に、歴史的な意匠制限と高さ制限を合わせた地区計画条例を導入しました。

また、中山道守山宿の街なみに合致した修景整備に対して助成を行い、これまでに 5 件の整備が行われる等、街並み保全に向けた取り組みが進められています。



■町家等の保全及び情報発信

平成19年に中山道沿道の町家を活用し、「中山道街道文化交流館」を整備すると共に、平成24年には、故宇野宗佑元内閣総理大臣の生家を「守山市歴史文化まちづくり館（守山宿・町家“うの家”）」として整備し、守山の歴史文化の情報発信を行っています。

また、中山道守山宿の加宿であった今宿町に所在する「山本正右衛門家住宅」は、江戸時代末期に建築された町家で、大きな変容を受けずに残る唯一の町家建築として、その文化的価値は高く評価され、平成25年12月に市の文化財（史跡）に指定されました。

さらに、今宿町には、県内に唯一残る一里塚（県指定文化財）をはじめ、樹下神社安産石等の文化財が点在し、今宿自治会及び中山道歴史文化保存会により、歴史資源の保存及び情報発信の取り組みが積極的に進められています。



その他、勝部自治会では、滋賀県選択無形民俗文化財である「火まつり」をはじめ、由緒ある伝統行事を継承するため、歴史文化の継承と市内外への情報発信を行っています。また、現在、伝統文化を発信する（仮称）火まつり交流館の整備に向けた取り組みが進められています。



また、中山道沿道の各町家にひな人形等を展示する「もりやまのひなまつり」、東門院の門前市「一七めぐり」など、既存の歴史資源等を活用するとともに、それらを連携させた取り組みが進められています。



ひなまつり *

平成23年2月26日(土)
中山道街道文化交流館

「中山道守山宿ひなめぐり」イベント

守山のまちなかは、孫の節句にあわせてさまざまな「ひなまつり」が行われています。
そこで3月3日に先立ち、中山道街道文化交流館（守山市守山二丁目8-14）で、「ひなまつり作り教室」と題して、大人から子どもまで気軽に参加できる、ひなまつりにまつわる工作を行います。みんなで楽しくひなまつりを演出してみませんか？

また、当日は甘酒やひな菓子のふるまいや、デコレイクラフトによる手作りおひなさま、なでしこの会による押し花を使用したアート作品や守山幼稚園の園児が作った絵のおひなさまなど、さまざまな展示物が皆様のお越しをお待ちしています！ぜひ、交流館へ足を運びください！

【開催日時】 平成23年2月26日（土）10：00～15：00
【場所】 中山道街道文化交流館（守山市守山二丁目8-14）
★「中山道守山宿ひなめぐり」：平成23年2月21日（月）～3月5日（火）の間、専用マップを持ち手に歩きながらひなまつりを観察していただくイベントです。

「ひなまつり作り教室」

【内容】 ①押し花でおひなさまのミニ色紙
<1回目>10：00～<2回目>13：30～
(各回先着20名・参加費200円)
②コロコロおひなさま工作教室（無料）
※小さなお子様でもできます。

「ひなのお茶処」

・甘酒のふるまい（先着100名・無料）
・ひな菓子のふるまい（先着100名・無料）

「作品展示」

・手作りのおひなさま作品（デコレイクラフト）
・押し花アート作品（なでしこの会）
・おひなさま工作品（守山幼稚園）
・おはあちゃんのおひなさま展示

【お問い合わせ】 滋賀いもうりやま21
〒524-0022 滋賀県守山市守山二丁目16-48
TEL077-514-8321/FAX077-514-8325
e-mail : info@moribama21.jp

※本件は守山市の中山道にぎわい創出事業として実施します。

1) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況

- 中心市街地内における 10,000 m²以上の 大規模建築物としては、県立成人病センター、県立小児保健医療センター、市民病院があります。

2) 守山市内の行政機関、病院・学校等の都市福利施設の立地状況

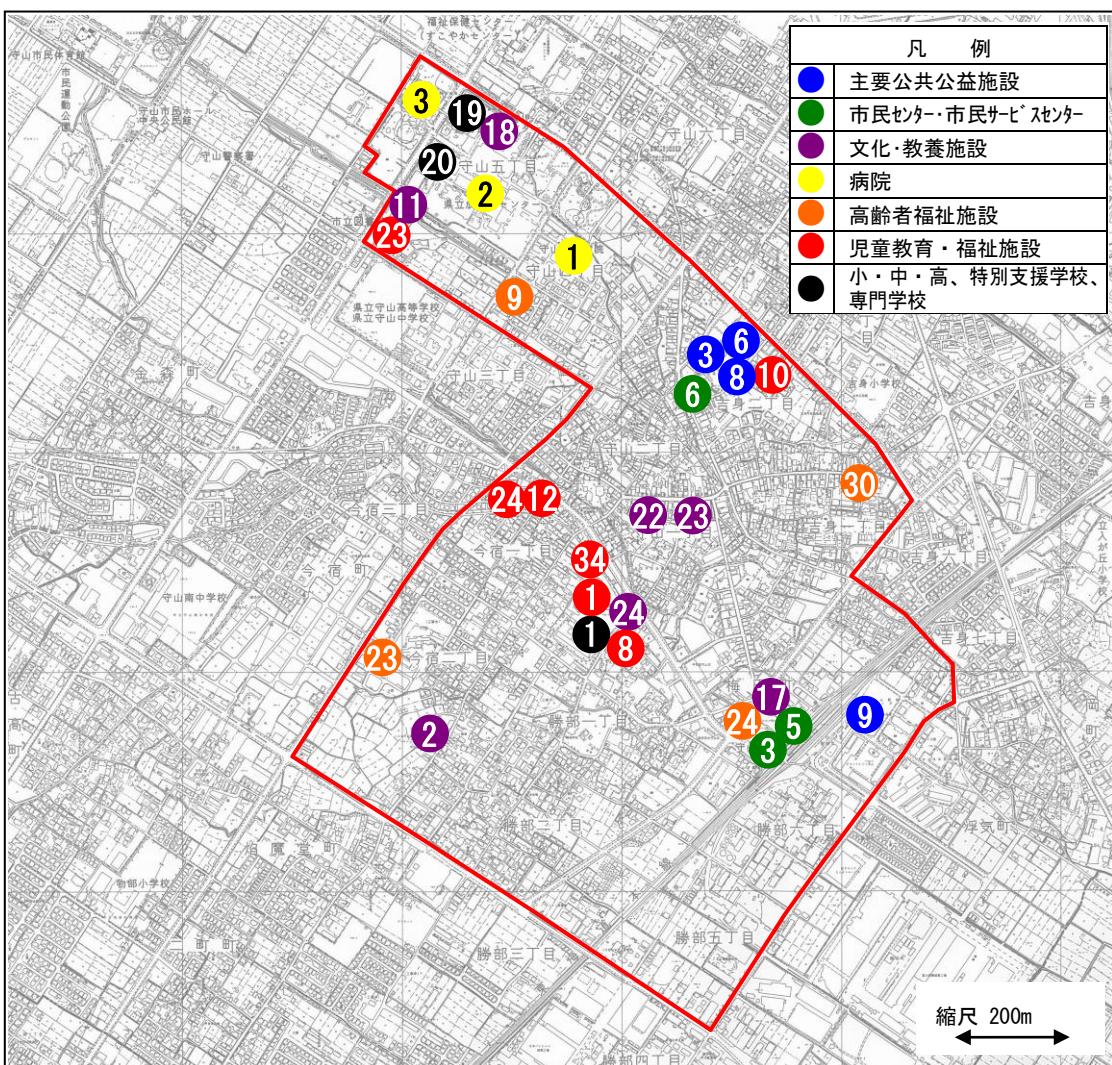
- 守山市における主な施設の立地状況は以下の通りとなっています。
- 各施設について現時点での移転計画はありません。

■ 主要な公共公益施設の概要

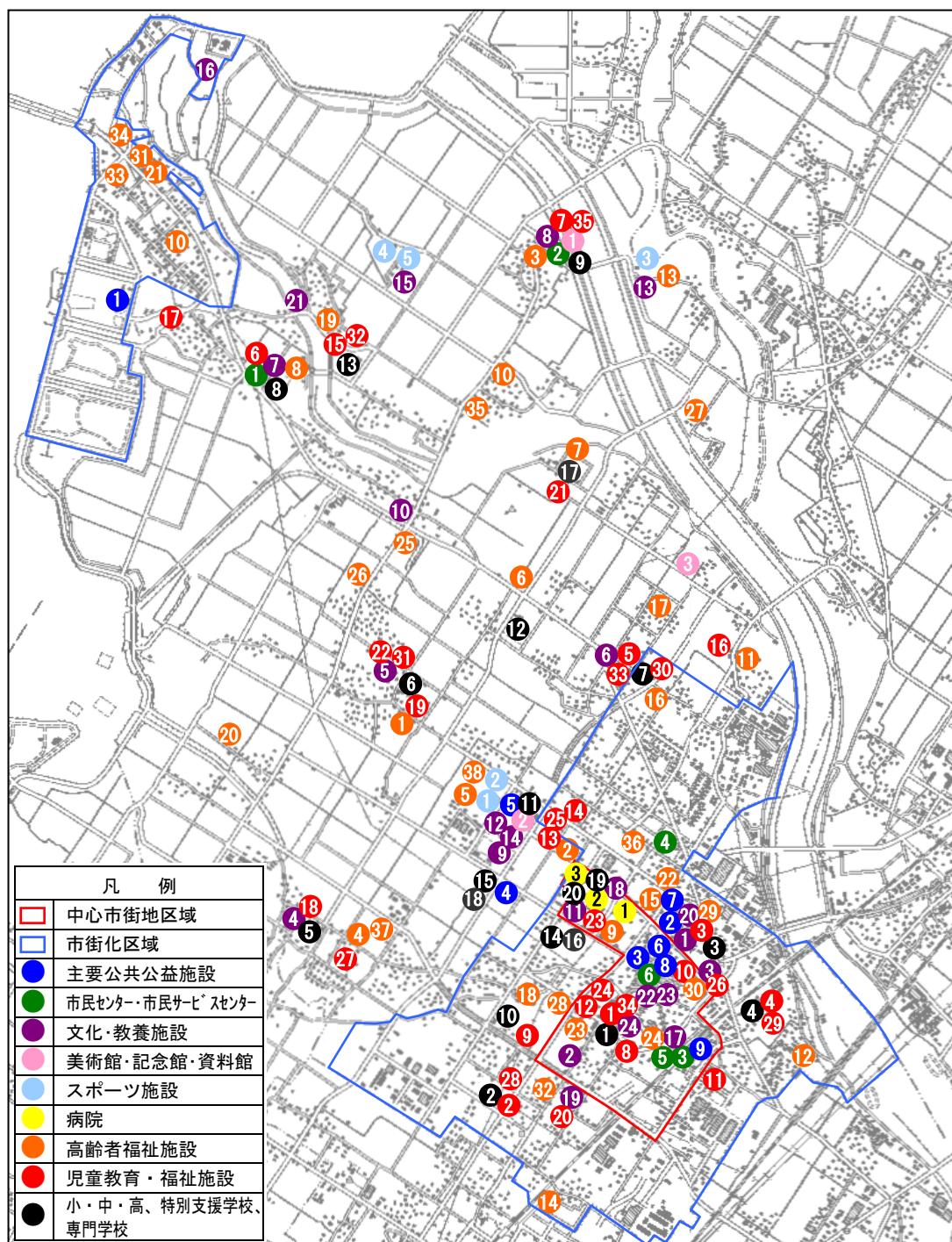
() 内は占有率

施設分類	施設数	うち中心市街地に立地	() 内は占有率
主要公共公益施設	9	4	(44.4%)
市民センター・市民サービスコーナー	6	3	(50.0%)
文化・教養施設	24	7	(29.2%)
美術館・記念館・資料館等	3	0	(0.0%)
スポーツ施設	5	0	(0.0%)
病院	3	3	(100.0%)
高齢者福祉施設	38	4	(10.5%)
児童教育・福祉施設	35	7	(20.0%)
小学校、中学校、高校、特別支援学校、専門学校	20	3	(15.0%)
公共公益施設 合計	143	31	(21.7%)

■ 位置図（中心部）



■位置図（郊外部）



●主要公共公益施設

	施設名	中心市街地	
		内	外
1	近畿運輸局滋賀運輸支局		○
2	国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所野洲川出張所		○
3	守山法務局証明サービスセンター	○	
4	守山警察署		○
5	湖南広域行政組合北消防署・守山市コミュニティ防災センター		○
6	守山市役所	○	
7	守山市商工会館		○
8	守山青年会議所	○	
9	守山野洲市民交流プラザ（ライズヴィル都賀山）	○	

●市民センター・市民サービスコーナー

	施設名	中心市街地	
		内	外
1	守山市役所速野支所		○
2	守山市役所中洲支所		○
3	守山市駅前総合案内所	○	
4	市民サービスセンター		○
5	守山市高年齢者職業相談室（ジョブプラザ守山）	○	
6	(社)守山市シルバー人材センター	○	

●病院

	施設名	中心市街地	
		内	外
1	市民病院	○	
2	県立成人病センター	○	
3	県立小児保健医療センター	○	

●文化・教養施設

	施設名	中心市街地 内	外
1	守山市公文書館		○
2	守山会館	○	
3	吉身会館		○
4	小津会館		○
5	守山市地域総合センター・玉津会館		○
6	河西会館		○
7	速野会館		○
8	中洲会館		○
9	中央公民館(守山市民ホール)		○
10	北公民館		○
11	図書館・視聴覚ライブラリー	○	
12	教育研究所		○
13	埋蔵文化財センター		○
14	市民文化会館(守山市民ホール)		○
15	もりやまバラ・ハーブ園		○
16	美崎公園パークセンター		○
17	守山駅前コミュニティホール	○	
18	市民交流センター(さんさん守山)	○	
19	生涯学習・教育支援センター(エルセンター)		○
20	守山野洲少年センター		○
21	びわこ地球市民の森		○
22	中山道街道文化交流館	○	
23	守山市歴史文化まちづくり館 (守山宿・町家“うの家”)	○	
24	守山市中心市街地活性化交流プラザ(あまが池プラザ)	○	

●児童教育・福祉施設

	施設名	中心市街地 内	外
1	守山幼稚園	○	
2	物部幼稚園		○
3	吉身幼稚園		○
4	立入が丘幼稚園		○
5	河西幼稚園		○
6	速野幼稚園		○
7	中洲幼稚園		○
8	守山保育園	○	
9	古高保育園		○
10	吉身保育園	○	
11	浮気保育園		○
12	カナリヤ保育園	○	
13	カナリヤ第二保育園		○
14	若鮎保育園		○
15	ひなぎくこども園保育園		○
16	はねすだこども園		○
17	速野カナリヤこども園		○
18	小津こども園		○
19	玉津こども園		○
20	もりの風こども園		○
21	社会福祉法人ひかり会守山学園		○
22	児童センター		○
23	大型児童センター(ほほえみセンター)	○	
24	児童厚生施設友愛児童館・カナリヤクラブ	○	
25	児童厚生施設友愛第2児童館・カナリヤ第二クラブ		○
26	吉身児童クラブ室(めだかクラブ)		○
27	小津児童クラブ室(つくしんぼクラブ)		○
28	物部児童クラブ室(わいわいクラブ)		○
29	立入が丘児童クラブ室(あめんぼクラブ)		○
30	河西児童クラブ室(たんぽぽクラブ)		○
31	玉津児童クラブ室(ひばりクラブ)		○
32	ひなぎく学童クラブ		○
33	まほろば児童クラブ		○
34	カナリヤ第三クラブ	○	
35	中洲児童クラブ室		○

●美術館・記念館・資料館等

	施設名	中心市街地 内	外
1	野洲川改修記念館		○
2	ほたるの森資料館		○
3	近江妙蓮公園・近江妙蓮資料館		○

●スポーツ施設

	施設名	中心市街地 内	外
1	市民体育館		○
2	市民球場		○
3	野洲川歴史公園サッカー場(ピックレーキ)		○
4	農村多目的広場		○
5	市民プール		○

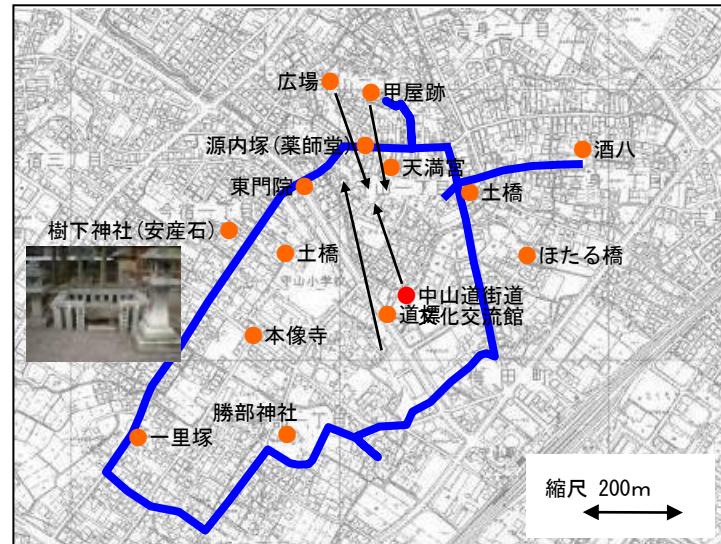
●小学校、中学校、高校、特別支援学校、専門学校

	施設名	中心市街地 内	外
1	守山小学校	○	
2	物部小学校		○
3	吉身小学校		○
4	立入が丘小学校		○
5	小津小学校		○
6	玉津小学校		○
7	河西小学校		○
8	速野小学校		○
9	中洲小学校		○
10	守山南中学校		○
11	守山中学校		○
12	守山北中学校		○
13	明富中学校		○
14	県立守山中学校		○
15	立命館守山中学校		○
16	県立守山高等学校		○
17	県立守山北高等学校		○
18	立命館守山高等学校		○
19	県立守山養護学校	○	
20	県立総合保健専門学校		○

3) その他の既存ストックの有効活用

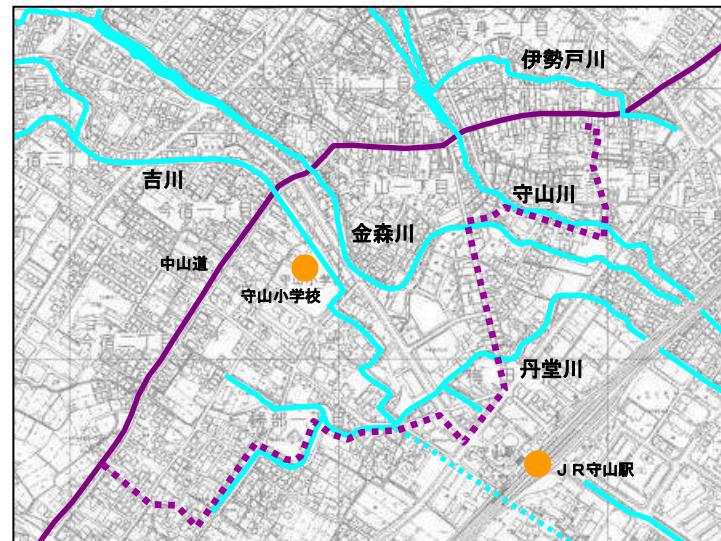
①歴史施設

- 本市は、古くから中山道の宿場町として栄えた場所であり、中心市街地内には多くの神社・仏閣と共に一里塚、道標や歴史的街並み等名所・旧跡が各所に見られます。
- 中山道沿道以外にもこれらの施設は点在しており、ネットワーク化による一体的な歴史的空間の創出を進めています。



②河川

- 本市の市街地内には、流れが比較的緩やかで、かつ分流・合流が入り組んだ系統となっている特徴ある河川が流れ、市街地内でゲンジボタルが飛び交う姿を見ることができます。
- この貴重な環境を活かすため、歩行者の動線を整備すると共に、ネットワーク化して回遊性を高めています。



<p>[4] 都市機能の集積のための事業等</p>	
<p>都市機能の集積に資すると考えられる事業については以下のとおりです。</p> <p>これらの事業は、主に都市活力の再生、連携強化、中心市街地の吸引力及び回遊性の向上を目的にしており、これらの事業を総合的に推進することによって中心市街地の活性化を図っていきます。</p>	
<p>○市街地の整備改善に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勝部1号線通学路安全対策整備事業 ・道路のバリアフリー化（古高川田線道路改良工事） ・銀座三角公園整備事業 ・目田川歩道整備など自然環境保全 ・守山駅前連絡地下道安全性向上検討事業 等 	
<p>○都市福利施設整備に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・守山市立図書館整備事業 ・図書館サービスの充実検討事業 ・滋賀県立成人病センター第二期改築工事、聴覚・コミュニケーション医療センター構想推進事業 ・守山野洲市民交流プラザ福祉文化事業の充実 ・守山市民病院の機能強化の検討 等 	
<p>○街なか居住の推進に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山道の街並み整備事業 ・守山の歴史・伝統文化再発見プロジェクト ・JR東側活性化プロジェクト ・もりやま市民活動屋台村 等 	
<p>○経済活力の向上に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・守山銀座ビル地区第一種市街地再開発事業 ・守山駅前の顔づくり事業（近江鉄道ビル建て替え事業） ・平和堂守山店建て替え事業 ・セルバ守山1・2階活性化事業 ・商業交流機能強化による健康・予防医学の取り組み ・健康・予防医学の取り組みと連携した店舗誘致検討 ・飲食店と連携した食環境づくり ・中心市街地観光客誘致プロジェクト ・空店舗対策事業 等 	
<p>○上記に掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の充実による中心市街地への移動利便性の向上 ・守山駅前西口広場渋滞解消・情報発信機能強化 	

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個事業等に関連した実践的・試行的な活動の内容・結果等

○ゲンジボタルの生態系を守る意識を向上させるための取り組み（守山ほたるパーク&ウォーク）

ホタル観賞者が年々増加するなか、マイカーの迷惑駐車が課題となっています。そのため、ゲンジボタルの生態系を守ると共に、地域住民にとって便利で快適な生活空間を創出してコミュニティ機能の再生を目指すことを目的に、環境にやさしい「パーク&ウォーク」（=所定の駐車場にマイカーを駐車し、バスに乗り換えて、市内のゲンジボタル飛翔地を散策する）を展開し、ゲンジボタルを通して川の環境を守ることの大切さを学び、市民一人ひとりが誇りの持てるふるさと「守山」にすることを目指しています。

この活動によって、観光物産振興と環境保護の両面において効果が見られます。

○商店街活性化の3種の神器の実施（100円商店街、まちゼミ、バル）

商店街活性化の3種の神器である「100円商店街」、「まちゼミ」、「バル」を滋賀県内でいち早く実施しました。

それぞれの事業は、事業者間での調整・連携が必要な事業であり、株式会社守山商工会議所が、主体的な役割を果たすなか、民間事業者間で連携し、商店街の単位ではなく、中心市街地全体のにぎわいの創出に取り組みました。

○健康・予防医学の取り組み

平成26年4月にハーブ研究家の講演会である「イングリッシュ・ガーデン・パーティ」において、オーガニック野菜等を販売する「グリーンガーデンマーケット」が守山市民ホールで開催されました。

この取り組みは、健康・予防医学の取り組みの先導的な役割を果たすものであり、現在では、中心市街地の「あまが池親水緑地」において、毎月第2土曜日にオーガニックビールや野菜等を販売するマーケットや健康・予防医学に関する様々なイベントが定期開催されています。



オーガニックビアガーデンパーティ



○社会実験の実施（平成 25 年～ 路線バスの利便性向上検討）

公共交通の利用促進と利用満足度の向上についての研究のため、平成 25 年 3 月より、近江鉄道バスにおいて、これまで「守山駅 22 時 16 分発ラフォーレ琵琶湖行き」を最終としていた便に、新たに一便を加え「守山駅 23 時発」を最終便とする「終バス延長社会実験」を実施してきました。

社会実験では、バス運行事業者の終バス運行における採算性や継続性を勘案し、多角的な検証を行うため、下記の通り三度にわたる実験を実施しました。

(1) 平成 25 年 3 月 18 日(月)から 7 月 31 日(金)まで (平日運行) の社会実験
守山駅 23 時発 ラフォーレ琵琶湖行き : 通常料金

(2) 平成 25 年 8 月 1 日(木)から平成 26 年 1 月 31 日(金)まで (平日運行) の社会実験
守山駅 23 時発 ラフォーレ琵琶湖行き
【運賃 200 円以下の区間 : 100 円割増算、運賃 210 円以上の区間 : 200 円割増算】

(3) 平成 26 年 2 月 3 日(月)から 7 月 31 日(木)まで (平日運行) の社会実験
守山駅 22 時 45 分発 ラフォーレ琵琶湖行き : 通常料金
【びわこエクスプレス利用者への 200 円乗車券贈呈】

■本格運行

実験期間中の利用状況や利用者アンケート調査結果を検証し、「守山市地域公共交通会議」で議論するなか、利用者ニーズの最も高かった『守山駅 23 時発通常料金』での本格運行を 8 月 1 日より実施しています。

●本格運行の内容

- 開始時期 : 平成 26 年 8 月 1 日から (平日運行)
- 発車時刻 : 守山駅 23 時発 ラフォーレ琵琶湖行き
- 料 金 : 通常料金
- 特 典 : JR 西日本のびわこエクスプレスをご利用し、終バスにご乗車される方には、近江鉄道バス全線で利用できる 200 円乗車券の贈呈

※びわこエクスプレスの乗車証明書の提示が必要です。

«びわこエクスプレスに乗車した場合»



21 時 36 分



22 時 06 分



22 時 30 分



23 時 00 分発



終バス

守山駅改札窓口でびわこエクスプレスの乗車券を提示し、乗車証明書を発行してもらう。

守山駅で発行した乗車証明書と引換えに 200 円のバス乗車券を進呈。

[2] 都市計画との調和等

①第5次守山市総合計画

※策定年月日：平成22年9月

JR守山駅周辺を守山市の玄関口にふさわしい中心市街地活性化ゾーンと位置づけ、土地の高度利用を推進し、商業施設等に加え文化や福祉関係施設等、多様な都市機能の充実を図ります。また、既存商業施設の活用促進等、中心市街地活性化基本計画に基づく都市再生を図ります。

[施策の方針]

JR守山駅周辺の中心市街地をより活気にあふれ便利で住みやすく、かつ魅力的な地域とするため、「絆と活力ある共生都市の創造」を基本理念として、市民、事業者及び行政が一丸となって中心市街地の活性化に取り組みます。

そのために、ゲンジボタルが舞う水辺空間や中山道守山宿等の歴史的資源を有効活用し、「水辺遊歩道ネットワーク」「歴史回廊ネットワーク」として相互を有機的に連携すると共に、教育・福祉・文化・交流の機能の充実、事業所や商店街等の活性化にも取り組み、地域住民や様々な人が集い交流し、憩い、ゆったりと歩いて楽しめるにぎわいのあるまちづくりを進めます。

これらの活性化の効果が市域全体の活性化につながるよう、取り組みを進めます。

②守山市都市計画基本方針（守山市都市計画マスタートップラン）

※策定年月日：平成19年7月

○JR守山駅周辺において、街並みの再生を図り、本市の玄関口及び中心商業地としてふさわしい、市民や訪れた人々が交流する拠点を形成します。また、小河川を活かし、街なか居住を基本に、「歩く」、「出会う」、「憩う」をキーワードに、にぎわいと活力ある市街地を形成し、核となる文化・医療・福祉施設や生活者の利便性の向上に資する施設の整備推進を図ります。

○中山道沿道については、歴史的な街並みの保全を推進すると共に、景観上重要な建築物等の保全を推進します。

[3] 他の事項

特になし

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針参照
	認定の手続	9. 中心市街地活性化協議会に関する事項参照
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域参照
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進については基本方針に即している。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項参照
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項参照
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4から8のすべての事業を記載している。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地の活性化の目標参照
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	各事業等ごとに掲載した「実施主体」参照
	事業の実施スケジュールが明確であること	各事業等ごとに掲載した「実施時期」参照